

第3章

<警察政策フォーラム>

青少年のスマホ利用のリスクと対策
～進化するインターネット環境における
青少年の保護対策を考える～

<警察政策フォーラム>

青少年のスマホ利用のリスクと対策

～進化するインターネット環境における青少年の保護対策を考える～

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成28年3月16日、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）において、（公財）公共政策調査会、警察政策学会及び（一財）警察大学校学友会の後援により、警察政策フォーラム「青少年のスマホ利用のリスクと対策～進化するインターネット環境における青少年の保護対策を考える～」を開催した。

近年、スマートフォン等の急速な普及を始めとして、様々なインターネット端末機器が青少年にとって身近な存在となったほか、無線LANによるインターネット接続が一般的になるなど、端末やネットワークの多様化により、青少年を取り巻くインターネット環境は複雑を極めている。

インターネット上には、青少年の健全な育成を妨げる有害情報があふれており、青少年がインターネットに起因した犯罪の被害に遭うケースも後を絶たない。特に、コミュニティサイトに起因する福祉犯の被害児童の大半が、高校生以下の青少年の所持率が年々増加しているスマートフォンを利用して当該サイトにアクセスしている状況も認められる。平成25年7月に内閣府が実施した世論調査においては、7割以上の国民が児童に持たせることを不安に感じている。

しかしながら、有害情報から青少年を守るためのフィルタリングは、その利用率が減少の一途をたどっているほか、従来型の携帯電話に比べて高機能なスマートフォンに効果的なフィルタリングは設定方法も複雑になっていることから、十分な効果を発揮できているのか疑わしい状況にある。

また、スマートフォンのアプリを利用した子供たちだけの閉じられたコミュニティの中で、いじめが起こったり、殺人事件に発展するようなトラブルが発生したりしていることも、スマートフォン等の高機能端末の出現により青少年の健全育成が阻害されている見過ごせない事実である。

そこで、本フォーラムは、青少年のスマートフォンの利用状況に加え、インターネットに起因した犯罪被害や非行の実態を踏まえつつ、青少年が安心して身近な端末からインターネットを利用できる環境を構築していくための対策の在り方について議論し、広く情報を共有した上で、子供たちをサイバーリスクから守るための取組に関係する全ての方々に向けて発信することを目的として開催したものである。

本フォーラムでは、名和振平警察政策研究センター所長による開会挨拶に続き、有識者3名による基調講演が行われた。講演者及び講演タイトルは、次のとおりである。

○ 藤川 大祐氏（千葉大学教育学部教授）

「スマートフォン普及以降の青少年のインターネット利用状況と課題」

○ 長谷部 一泰氏

(アルプスシステムインテグレーション株式会社セキュリティ事業部ビジネス推進部副部長)

「フィルタリングの紹介と利用率向上のポイント」

- 中山 秀紀氏 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター精神科医長)

「インターネット依存の現状と対策」

また、これらの基調講演の後のパネルディスカッション (討論) では、同名和所長がコーディネーターを務め、冒頭、2名のパネリストによる発表が行われた。発表者及び発表テーマは、次のとおりである。

- 吉川 誠司氏 (WEB110 主宰)

「青少年とその保護者からの相談傾向に見る今後の課題」

- 木原 茂氏 (警視庁生活安全部少年育成課福祉犯担当管理官)

「インターネットに起因する福祉犯について」

両名による発表の後、上記基調講演者を交え、フィルタリングに関する問題や情報モラル教育の在り方等について活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

なお、本フォーラムには、大学研究者、企業関係者、報道機関、関係機関、警察関係者等約 210 名が出席した。

【開会挨拶】

警察政策研究センター所長 名和振平

本日は「青少年のスマホ利用のリスクと対策」をテーマとする警察政策フォーラムに御参加をいただき、御礼申し上げます。

インターネットの利用が子供たちに様々なリスクをもたらしていることは先進国に共通する問題だと言える。経済協力開発機構（OECD）が2011年に公表した報告書においては、子供に対するオンラインリスクについて、インターネットテクノロジーリスク、消費者関連リスク及び情報プライバシー・セキュリティリスクの3つに類型化している。このうちインターネットテクノロジーリスクは、更に違法コンテンツや有害情報等のコンテンツリスクと、ネット上での性的搾取やネットいじめ等のコンタクトリスクに分類されている。こうした類型化を通して見ても、インターネット上には子供たちに対する実に多様なリスクが存在していることが分かる。

さらに近年では、スマートフォンの普及によって子供たちのインターネット利用が量的にも質的にも変化してきているのではないかとと思われる。そのほか、スマートフォンへの依存という問題も顕在化している。

本日のフォーラムにおいては、こうした様々なリスクに対して社会全体で対処する方策について考えるために、千葉大学の藤川先生、アルプスシステムインテグレーション株式会社の長谷部様、国立病院機構久里浜医療センターの中山先生からそれぞれ御講演をいただいた後、WEB110を主宰しておられる吉川様、警視庁少年育成課の木原管理官にも加わっていただいてパネルディスカッションを行うこととしている。

本日のフォーラムが御参加の皆様の問題に対する理解を深めるとともに、皆様御自身がスマホ利用のリスクによる青少年の被害等を防止するための取組を進めていく上で意味のあるものとなることを期待している。

結びに、本フォーラムを後援していただいた公共政策調査会、警察政策学会並びに警察大学校学友会の皆様に心より感謝を申し上げ、フォーラム開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

【基調講演①】「スマートフォン普及以降の青少年のインターネット利用状況と課題」

千葉大学教育学部教授 藤川大祐

はじめに

私はもともと教育方法学という分野が専門で、授業や教材の開発を主に行っている。中でも、メディア関係のもの、特に携帯電話・スマートフォンに関する教材のニーズは非常に高く、ここ数年でも幾つ作ったか分からないほど様々な教材の開発に関わらせていただいた。当然、そういったものを作る前提には子供たちの状況の把握が必要になるので、多くの方々と連携をしながら状況の把握にも努めさせていただいている。併せて、10年ぐらい前から警察庁、内閣府、文部科学省、総務省等の会議の委員もさせていただいている。

本日は、主にスマートフォンが普及して以降どうなっているのかについてお話し申し上げ、また、この後の議論にもつなげていければと思っている。

1 スマートフォン普及以前の対応状況

まず、スマートフォン普及以前の状況を簡単に申し上げたい。問題のピークは、2006～2007年くらいであり、その後、様々な対策がとられ、2～3年前の段階ではかなり落ち着いてきたと申し上げて良い状況であった。

具体的には、環境の整備として、フィルタリングという仕組みを普及させようという取組がなされ、3分の2くらいの青少年は、スマートフォンや携帯電話を使うなら、フィルタリングをつけた状態で使うという状況になっていた。これは、2009年に青少年インターネット環境整備法という法律ができ、原則として、— 保護者からの申し出がなければ— 18歳未満の者が利用する携帯電話サービスにはフィルタリングをつけることと定められたことが大きく寄与している。それに先立ち、各携帯電話会社等も相当の努力をされてフィルタリングの普及に努めてこられた。

また、フィルタリングが使いにくくは良くないので、EMA という第三者機関が発足し、ここで携帯電

スマートフォン普及以降の青少年のインターネット利用状況と課題

千葉大学教育学部教授・副学部長 藤川 大祐

1965年、東京生まれ。教育方法学・授業実践開発を専門とし、メディアリテラシー、数学、企業との連携授業、いじめ・学級経営等を研究。文部科学省いじめ防止基本方針策定協議会委員、千葉市いじめ等調査委員会副委員長、警察庁少年問題研究会委員、安心ネットづくり促進協議会普及啓発広報副委員長、季刊『授業づくりネットワーク』編集長、NPO法人企業教育研究会理事長、NPO法人全国教室デパート連盟理事長等をつとめる。若い教師のための学びの場「明日の教室」東京分校運営。

著書 『スマホ、パソコン・SNS よく知ってネットを使おう! こともあんなげん図鑑』(講談社)、『授業づくりエンタテインメント!』(学事出版)、『12歳からのスマホのマナー入門』(大空出版)、『教科書を飛び出した数学』(丸善出版)、『いじめで子どもが壊れる前に』(角川Oneテーマ21)、『学校・家庭でできるメディアリテラシー教育』(金子書房)、『ケータイ世界の子どもたち』(講談社現代新書)、『企業とつくるキャリア教育』(教育同人社) 他。



スマートフォン普及以前の対応状況

フィルタリングの推進、安全なインターネット環境の整備

- 保護者が不要と申し出ない限り、携帯電話会社には18歳未満の利用者へのフィルタリングの提供が義務づけられた。(2009年、青少年インターネット環境整備法)
- 第三者機関「EMA」がモバイルサイトの認定を行い、青少年の利用に配慮がなされていると認定されたサイトは、標準的なフィルタリングでブロックされないように。
- 青少年に人気のサイトの多くが、EMA認定を受け、「出会い」や暴言を禁止する規約のもと、投稿監視を行う。

情報モラル教育の充実、学校ネットパトロール

- 小中高の学校では、学習指導要領によって情報モラル教育の推進が明記され、対応する教材も普及し、企業・NPO・警察による出前授業も行われるように。
- 多くの地域で学校ネットパトロールが行われる。行政と学校が連携し、問題ある投稿が発見された際には連携して対応している。
- 総務省はインターネットリテラシー指標(ILAS)の研究を推進。義務教育終了時に求められる利用能力について社会的な合意形成が目指される。

ここまでの成果

- ほとんどの子どもがインターネットのトラブルやその解決策について学んでおり、児童買春や淫行等の福祉犯被害も減少傾向に。

話向けのサービスの審査を行い、青少年に十分配慮がなされている双方向のサービス、— いわゆるコミュニティサイト— については「EMA 認定」という仕組みができた。この「EMA 認定」が得られると、当該サービスはフィルタリングでブロックされないということになり、フィルタリングをかけても一定の利便性が担保されて携帯電話等が使えるということが保証されるようになった。非常に多くのサービスがこの認定を受け、その後も丁寧に監視等の対応をして、子供たちが使ってもあまり危険がないようなサイトが増えてきた。

一方で、教育・啓発も進んできた。学校では学習指導要領において「情報モラル教育の充実」が定められ、小学校、中学校及び高校のそれぞれの段階で一定の教育が実施されている。また、地域でのネットパトロールもかなり充実してきている。具体的には、行政と学校がタイアップして、公開の場での問題ある投稿を発見するとそれを学校に通知し、学校で生徒指導等の対応を行うという体制ができてきた。

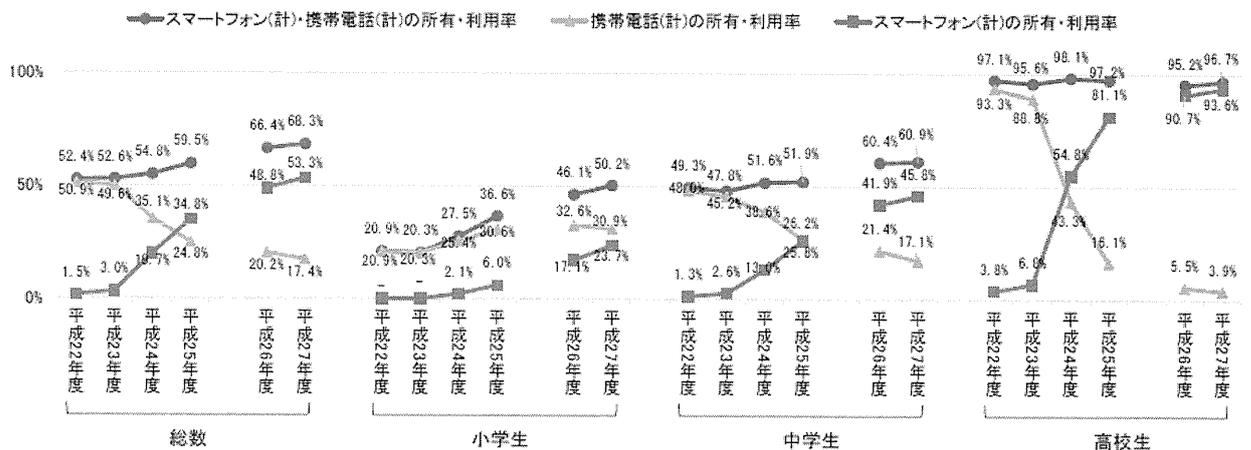
また、総務省では「インターネットリテラシー指標」の研究を行っており、「国際的な水準として義務教育終了の段階ではこの程度の能力が必要ではないか」ということを研究するとともに実態調査等も行っている。

スマートフォンが大きく普及する以前は、ここまでの様々な取組の成果により、日本は、青少年のインターネット利用に関する問題への対応について先進国と言われていたのである。

2 スマートフォン利用率の急増

スマートフォン利用率の急増

青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況(平成22年度～平成27年度)



ところがその後、スマートフォンが急激に普及し、従来型携帯電話とスマートフォンの所有率・利用率が2年ほどで完全に入れ替わった。このグラフの「高校生」の部分に注目していただくと従来型の携帯電話の所有・利用率が急降下し、スマートフォンの所有・利用率が急上昇しているのが分かる。

中学生と小学生は、それぞれ少し違うカーブを描いている。小学生は、スマートフォンの所有・利用率がゼロから2割強まで伸びているほか、スマートフォンと従来型携帯電話の合計の所有・利用率が2割程度から5割程度まで伸びている。この調査は対象が10歳以上であるので、学年は上の方の小学生に限ら

れるものの、ここ数年で、小学生の携帯電話・スマートフォンの所有・利用率が2割から5割まで急激に上がったということである。従来型携帯電話も増えているが、スマートフォンの利用者増によるところが大きい。中学生は、小学生と高校生の中のようなカーブを描いている。

小学生、中学生、高校生のどれを見ても、ここ数年で急激にスマートフォンが普及していることが分かる。

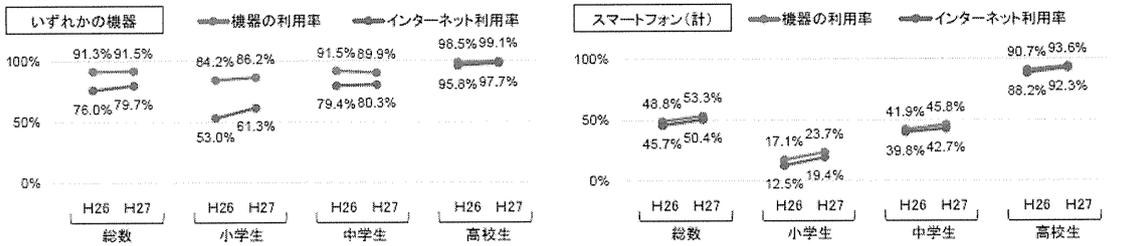
3 多様なインターネット端末の普及

多様なインターネット端末の普及

各機器の青少年の利用状況(平成27年度)

	いずれかの機器	スマートフォン	いわゆる格安スマートフォン	子供向けスマートフォン	契約切れスマートフォン	携帯電話	子ども向け携帯電話	ノートパソコン
機器の利用率	91.5%	47.8%	1.2%	2.4%	3.4%	8.7%	8.7%	21.9%
インターネット利用率	79.7%	46.2%	1.1%	1.4%	2.5%	2.6%	1.3%	20.3%
	デスクトップパソコン	タブレット	学習用タブレット	子供向け娯楽用タブレット	携帯音楽プレイヤー	携帯ゲーム機	据置型ゲーム機	インターネット接続テレビ
機器の利用率	10.6%	19.0%	4.3%	0.2%	21.5%	43.0%	23.4%	3.6%
インターネット利用率	9.6%	17.5%	2.7%	0.1%	8.7%	22.6%	9.9%	2.0%

利用状況の前年度との比較(平成26年度・平成27年度)



(注1) 回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。
平成27年度: 総数(n=3442) 小学生(n=1080) 中学生(n=1349) 高校生(n=1018) 平成26年度: 総数(n=3441) 小学生(n=1080) 中学生(n=1329) 高校生(n=1007)

(注2) 「いずれかの機器」とは、青少年に対して調査した15機器。

(注3) 「スマートフォン(計)」は、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」のいずれかを利用すると回答した青少年。
(青少年調査Q1・2)

内閣府「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」より

保護者のスマートフォン等を一時的に借用する者も多い。
幼児からの利用も珍しくないと考えられる。

さらに、携帯電話・スマートフォン以外のインターネット端末も普及している。特にこの図で枠囲みしている部分に注目していただきたいのだが、以前はなかった「格安スマートフォン」や「契約切れのスマートフォン」といったものも青少年が利用するインターネット端末となる。「契約切れのスマートフォン」とは、保護者等がかつて契約していたスマートフォンで、端末の更新等により契約が切れるなどして、使わなくなったものを言い、これらを子供に与えているのである。「契約切れのスマートフォン」は、無線LAN環境があればインターネット端末として使えるし、アプリ等も使える。ただ通話ができないだけである。こうした端末を使う子供も3%ぐらいになってきた。タブレットや携帯ゲーム機を使っている子供も多い。このほか、携帯音楽プレイヤー等、ほとんどスマートフォンのように使える端末もある。

つまり、何らかの機器を使ってインターネットを日常使っているという青少年が非常に多くなった。これは数年前では考えられなかったことである。

また、保護者のスマートフォン等を一時的に借りて使うというケースは、乳幼児期の子供でも見られる。

ゼロ歳児でも10%程度の子供は、日ごろ何らかのインターネット端末を使っているという調査結果もあるほどである。さらに、スライドには「幼児からの利用も珍しくないと考えられる」と書いたが、以前からインターネット利用の低年齢化が叫ばれており、小学校1年生でもかなりインターネットを使っているというデータも出てきている。

このように、数年で子供たちのインターネット利用環境がかなり変わってきた。特に大きく変わったのが平成25年であり、私が「平成25年問題」と呼んでいる大きな懸案が3つある。1つ目は、インターネット利用の長時間化、2つ目がネットいじめの深刻化、そして3つ目がインターネットに起因する犯罪被害の増加である。これらの一つ一つについて少しお話をしたい。

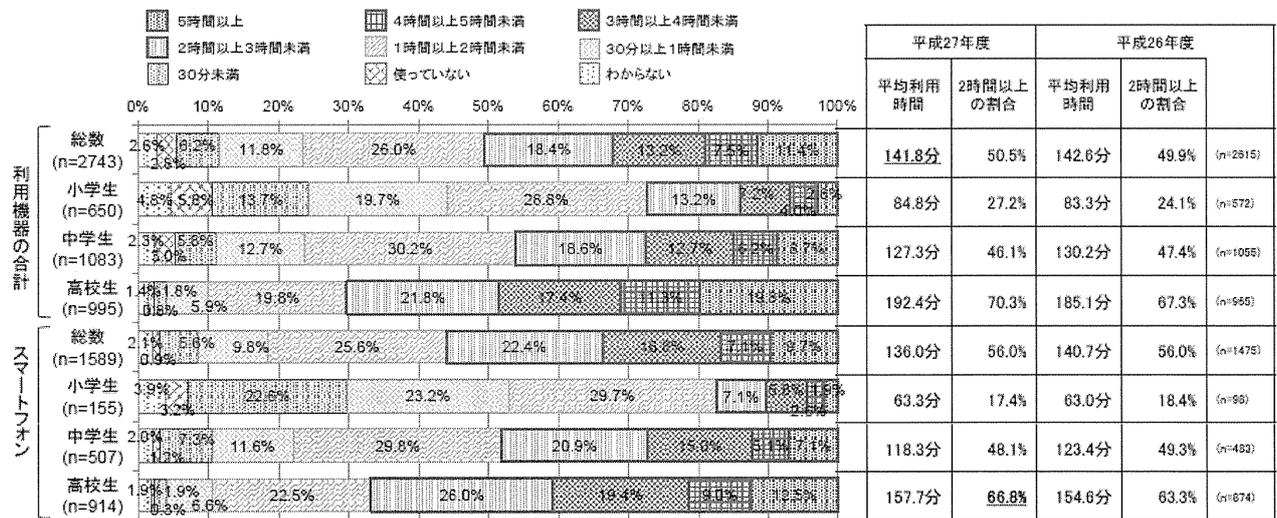
4 インターネット利用の長時間化

(1) ケータイ・スマホの利用時間増加

ケータイ・スマホの利用時間増加

- 青少年のインターネット利用時間は、前年度と比べ横ばい。平均利用時間は約142分。
- 学校種が上がるとともに長時間傾向。高校生では、66.8%がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用。

青少年のインターネットの利用時間(平日1日あたり)



(注1) 「いずれかの機器」については、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年、「スマートフォン」については、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。
 (注2) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」を除いて平均値を算出。
 (注3) 「利用機器の合計」の利用時間は、回答者が利用している各機器における利用時間を合算したもの。

内閣府「平成27年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」より

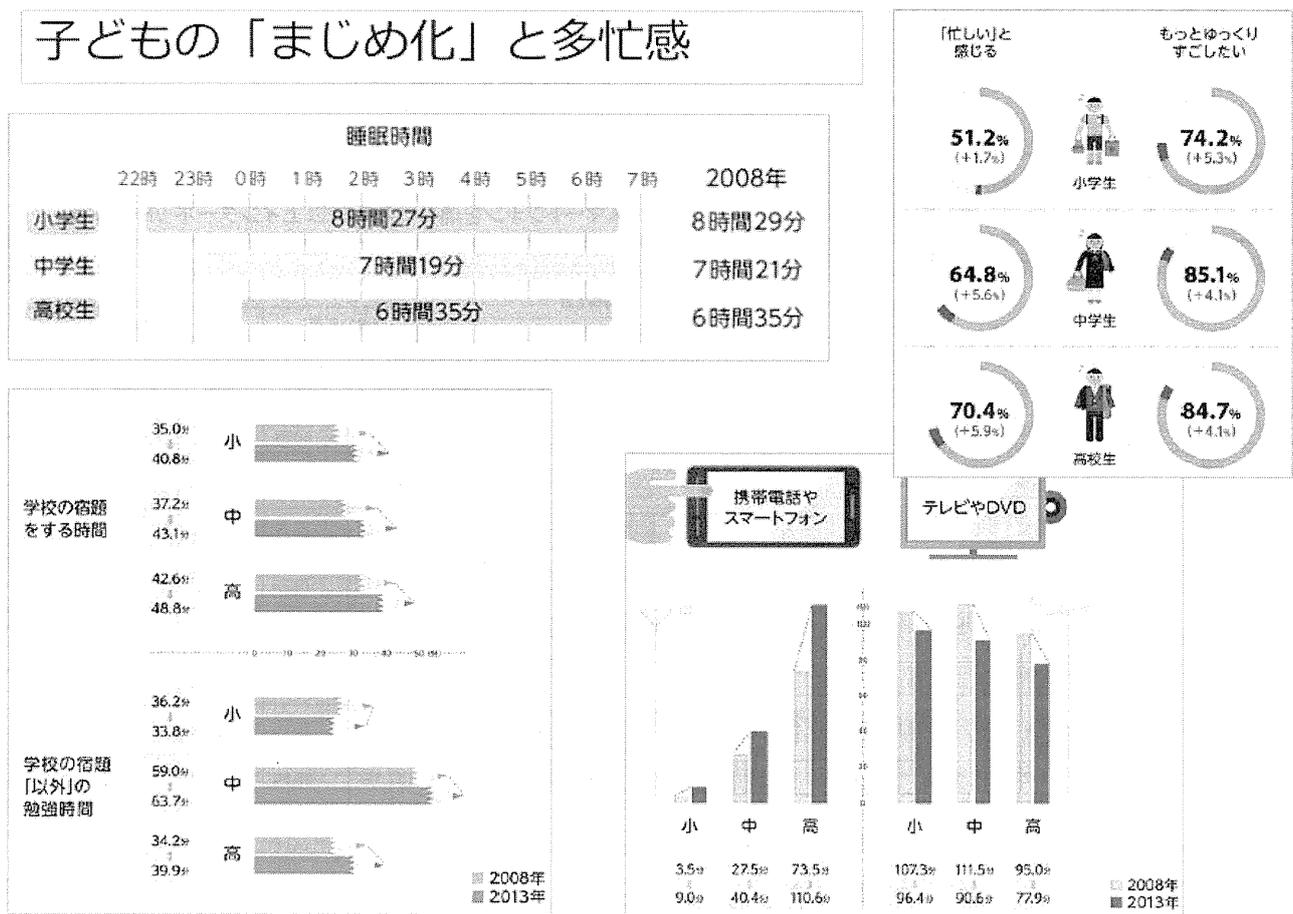
まず、インターネット利用の長時間化についてお話ししたい。後で中山先生からネット依存については詳しくお話をいただくが、依存と呼ぶかどうかという問題の前に、インターネットの利用時間自体が長くなっているということが確認できる。

これ(上記の図)は内閣府が本年2月に発表した青少年のインターネット利用時間に関するデータである。上半分のグラフが様々な利用機器の合計利用時間で、下半分がスマートフォンのみの利用時間のグラフ

である。利用機器の合計で見ると、10歳以上18歳未満の青少年の平日の平均インターネット利用時間が141分程度となっている。2時間以上である。高校生だけで見ると190分程度で、3時間以上である。半分くらいの子供は平日に2時間以上インターネットを使っている。大半の子供はスマートフォンでインターネットを使っているの、スマートフォンのみの利用時間で見ても同じような状況である。

これらの数字は、5年ほど前と比べると約2倍になっており、ここ数年でかなり利用時間は延びていることが分かる。利用時間が延びれば、子供たちの生活には様々な影響があると考えられる。例えば夜更かしになって朝起きられなくなるのではない、家族とのコミュニケーションが減るのではないかなどの影響が想定される。このほか、学習時間が減るのではないかという影響も考えられるが、この懸念については、実は平均するとそうでもないということが分かっている。

(2) 子供の「まじめ化」と多忙感



ベネッセ教育総合研究所「第2回 放課後の生活時間調査」(2013年11月実施)より

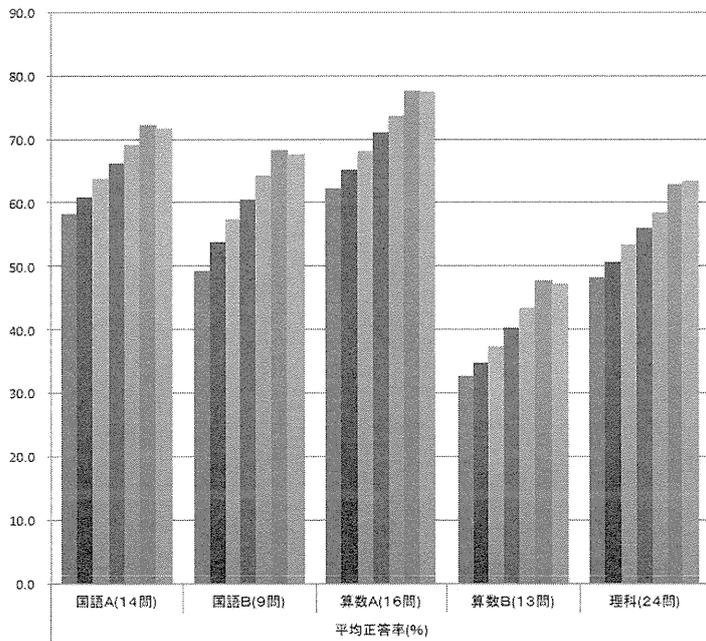
平均するとそうでもないという根拠となるのがこの図(上記の図)であり、私も加わった、ベネッセ教育総合研究所の調査結果である。これは2013年11月時点の結果なので、2年以上経過してまた変わっている可能性はあるものの、この種の調査では最新のデータである。調査の時点でかなりの程度スマートフォンが普及していたので、参考にできると思う。

まず、この図の左上を見ると、睡眠時間は2008年時点の結果とほぼ変わらないことが分かる。次に、左下の図で家庭等での学習時間を見ると、2008年時点よりも全体的な学習時間は増えていることが分かる。

そして、右下のテレビ・DVDを見る時間は2008年時点よりも減少しており、その分、携帯電話やスマートフォンを使用している時間が増えている。つまり、平均すると子供たちの生活はあまり乱れてはおらず、むしろ忙しくなっている。子供たちは、スキ間の時間にスマートフォンですっと何かをやっているという状況になるので、右上の図にあるように多忙感を感じていたり、もっとゆっくり過ごしたいと感じていたりする子供が増えている。

このこと自体も心配ではあるが、それ以上にこの結果は、青少年のインターネット利用について、問題を抱えている子供ときちんと使っている子供を分けて考える必要があるということも示唆している。この調査結果は平均値であり、先に示した利用時間に係るグラフにおいて高校生の約2割が平日に5時間以上インターネットを使っていることと併せて考えると、そのような使用状況の子供はもしかしたら危険なのではないかと考えられる。

(3) 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果

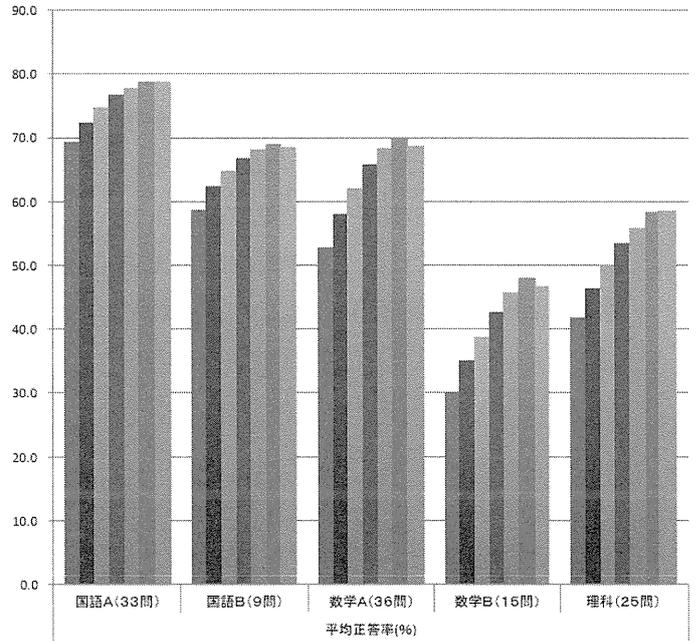


平成27年度全国学力・学習状況調査の結果（小学校）

質問「普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」と成績とのクロス集計

- 1 4時間以上
- 2 3時間以上, 4時間より少ない
- 3 2時間以上, 3時間より少ない
- 4 1時間以上, 2時間より少ない
- 5 30分以上, 1時間より少ない
- 6 30分より少ない
- 7 携帯電話やスマートフォンを持っていない

また、これ（上記の図）は文部科学省が行った学力・学習状況調査の結果で、小学生及び中学生の教科・領域別の成績と、スマートフォンや携帯電話の利用時間とのクロス集計のグラフである。棒が左に行くほど利用時間が長くなっているが、明らかな階段状になっている。つまり、スマートフォンや携帯電話の利用時間が長ければ長いほど成績が悪いということがはっきり傾向として出ている。ただ、よく見ると、携



平成27年度全国学力・学習状況調査の結果（中学校）

質問「普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」と成績とのクロス集計

携帯電話やスマートフォンを持っていない人と持っても使用時間が30分より少ないという人を比べると、後者の方が成績が良いところもある。このことが示しているのは、携帯電話・スマートフォン、—特にスマートフォンであろうが—を持っていても、きちんと時間をコントロールできている人は成績が良い傾向にあるということである。これは小学生でも中学生でも同様の傾向が現れている。

このように、子供たちのインターネット利用の長時間化が進んでいることで、一部の子供には悪い影響が生じている可能性がある。つまり、スマートフォンを長時間使う一部の子供は、一例として学力の問題を示したが、学力以外の生活面においても、もしかしたら様々な問題を抱えているのではないかとということが推察できる。

実際に、様々な調査結果を見ると、スマートフォンを長時間使う子供に、朝御飯を食べていない、将来にあまり大きな夢がない、家族との関係が良くないなどの問題があるという傾向は出てきており、スマートフォンの長時間利用者にリスクが固まっているのではないかとことがうかがわれる。

これが「平成25年問題」の一つ目である、「インターネット利用の長時間化」である。

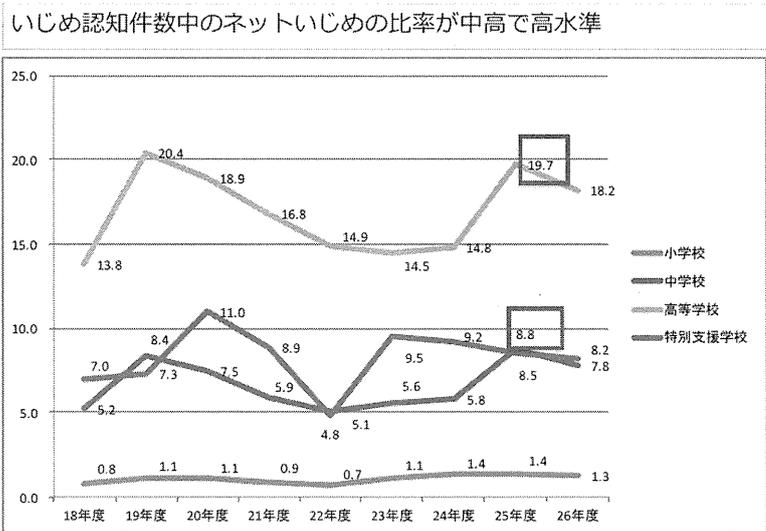
5 いじめ認知件数中のネットいじめの比率が中高で高水準

「平成25年問題」の2つ目が「ネットいじめの深刻化」である。この問題について、本講演ではこのグラフ(右グラフ)だけお持ちした。これは文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(以下「問題行動調査」という。)の中に毎年記されている数値を私がグラフにしたものである。

いじめに関する調査は毎年行われているが、昨今いじめ問題が特に注目されていたこともあり、認知件数が大幅に増えている。いじめの統計は世の中の注目度等により、絶対的な数値がかなり乱高下するものなのである。したがって、ネットいじめの件数自体を比較してもあまり意味がないが、いじめの認知件数に占めるネットいじめに該当するものの割合を見れば、ネットいじめの傾向を把握できると考えられる。

このグラフは、文部科学省の問題行動調査に平成18年度(2006年度)から毎年掲載されている、いじめの態様として挙げられている「パソコン、携帯電話等で嫌なことをされる」という項目を「ネットいじめ」と捉えて、いじめの認知件数に占めるネットいじめの割合の変化を示している。

これを見ると、特に高校と中学校については傾向がほぼ同じになっている。特別支援学校は少し割合が高いが、こちらの傾向は分からない。一番下は小学校であり、わずかに増えているものの、もともと少ない。ネットいじめについてはやはり中学校・高校が数としては圧倒的に多いということが言える。



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より(単位%)

次に、傾向を見てみると、中学校も高校も一致しており、まず、平成19年度（2007年度）に非常に多くなっている。この年は、ネットいじめが大きく報道されるなどして注目された年であり、社会的な動きとも符合している。その後、先ほども申し上げた、フィルタリングの推進、啓発等、様々な対策が進み、恐らくネットいじめをやめようという動きが多少なりとも出てきたのだろう。平成24年度くらいまでの間は、ネットいじめは低めの数値で推移してきたのである。

ところが、四角枠で囲ってあるとおり、平成25年度、ネットいじめの割合は急激に増加する。これがちょうどスマートフォンの普及と同じ時期である。平成26年度に少し減少し、やや改善の兆しが見られるが、いずれにしてもスマートフォンの普及以降、ネットいじめの比率は高い水準にある。

報道を見ていても、例えば「LINE」というスマートフォンのアプリで子供たちがコミュニケーションをとっている中で、悪口を書いたり仲間はずれにしたりすることがよく問題になっている。このような現象については、スマートフォンならではのいじめの態様が表れていると考える必要があるのではないかな。

2013年にいじめ防止対策推進法という法律ができ、ネットいじめの対策も学校や学校の設置者に義務付けられた。同法は、児童生徒に対してはもちろん、保護者に対する啓発も義務付けている。そうした中でネットいじめ対策を行っていかねなければならないのだが、今のところ、対策を進めていこうという勢い以上に子供たちのスマートフォン利用の拡大が進んできており、スマートフォンならではのスピード感や規模感みたいなものもあって、ネットいじめは大人の講じる対策が追い付かないような状況で広がっていると考えざるを得ない。ネットいじめの問題は、社会的には平成19年度ほどには注目されていないが、今、注意しなくてはいけない問題であると考えられる。

いじめ対策では、学校と警察との連携の必要性も叫ばれており、あまりにひどいものは、警察による捜査等の対象となる場合もある。名誉毀損罪や、例えば暴力を振るっているところを動画で撮って流すなどという場合には暴行罪等の罪名に該当する場合もあるだろう。様々な態様が出てくると思われるが、ネットいじめという問題は1つの大きなポイントである。

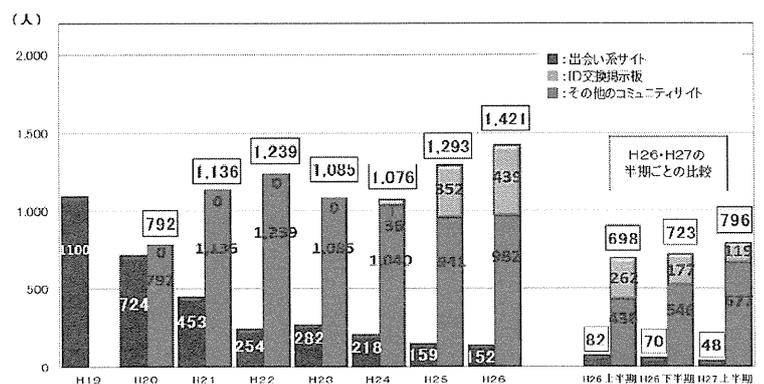
6 インターネットに起因する犯罪被害の増加

(1) サイト等に起因する福祉犯被害者数が増加

「平成25年問題」の3つ目は、「インターネットに起因する犯罪被害の増加」である。

これ（右図）は警察庁が発表している「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移」であり、子供の福祉を害する犯罪（福祉犯）のデータである。主に、児童買春、みだらな行為（淫行）、児童ポルノの製造等の性的な犯罪を中心とした児童の福祉を害する犯罪の被害児童数である。この場合の「児童」は小学校の児童という意味ではなく、18歳未満という意味である。

サイト等に起因する福祉犯被害者数が増加
【出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移】



※ コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。
警察庁「平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」より

警察庁のデータは、年度単位ではなく年単位であるが、平成 19 年から出会い系サイトに起因する被害児童数が計上されており、20 年からその他のコミュニティサイトに起因する被害児童数が加わっている。出会い系サイトに起因する事犯の被害者数は、かなり減少していることが分かる。出会い系サイトについては、出会い系サイト規制法という法律によってかなり厳しい制限が課されている。つまり、サイトを営む者は公安委員会に届け出ることが義務付けられているほか、利用者が 18 歳以上であることを確認することも義務付けられている。このような法規制のおかげで、子供たちが意図的に身分証を偽造したり、親の身分証を使ったりしない限りは、原則利用できなくなっている。このような事情により、出会い系サイトに起因する被害はかなり減少しているのである。

一方で、その他のコミュニティサイトに起因する被害児童数が非常に多くなっている。しかも、平成 22 年に 1 度ピークを迎え、減少していたのにもかかわらず、最近再び増加に転じ、平成 26 年は過去最悪になってしまっている。これらは、出会い系サイト以外の一般のサイトによる被害である。様々な対策が講じられた結果、一旦は減少に転じていたが、ID 交換掲示板が増えたことにより、近年増加に転じた。

ID 交換掲示板とは、「LINE」、「Skype」、「カカオトーク」等のコミュニケーション系アプリの連絡先 (ID) を交換し、友達を作ろうという目的のサイトやアプリのことである。様々な態様のものが出てきており、そのうちの一部には、ほぼ出会い系ではないかというほど、いわゆる援助交際を誘引するような書き込みがたくさんなされている。こういったものが被害につながっているという状況である。

他方、この図を見ると、年ごとのデータでは悪化しているが、右側の、26 年上半期、下半期、27 年上半期と半年ごとに刻んだ比較で見ると、ID 交換掲示板は減少している。これは、主にコミュニケーション系アプリを運営する最大手の LINE 社がこの問題への対応を進め、ID の利用は 18 歳以上に限るという措置をとったことによるところが大きい。具体的には、多くの利用者が学割等を使って携帯電話を契約しているので、携帯電話会社が利用者の年齢を把握していることから、LINE 社のサービスと携帯電話会社のサービスを連携させ、「LINE」を利用しようとする者に、携帯電話会社のサービスを通じて年齢が確認されることについての承諾を求めるとともに、利用者が 18 歳以上と確認できなければ、自ら ID を使うことも、他者の ID を検索して連絡を取ること一切禁止するという措置である。この措置により、18 歳未満の者は ID を使えないので、ID 交換掲示板のサービスにはアクセスできなくなった。恐らく、この取組が功を奏して ID 交換掲示板に起因する事犯の被害児童が減少したものと思われる。

もちろん、ID 交換掲示板に起因する事犯の被害児童が減ったことはよかったのであるが、それ以外の部分が増えていることは依然として懸案である。この図の右の部分を見ると、その他のコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数が増えていることが分かる。このことは、ID 交換掲示板に起因する被害は落ち着いてきたかもしれないが、また新たな問題が起きていることを示している。

(2) チャット型サービスでの被害が急増

次に、これ（右図）は、警察庁が半年前に発表した「主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移」を示すデータで、サイトの種類別の状況を示している。

従来被害が多かったのが、ミニメール型と呼ばれるものである。これは、いわゆる SNS で、様々な投稿を行うことができ、かつ、個人間でミニメールと言われる 1 対 1 の通信もできるようなものを指す。かつてはこのミニメール型の被害が多かったが、ミニメールを監視の対象にするようなサービスが多くなったこともあり、被害児童数はかなり減少した。

次に ID 交換掲示板は、平成 26 年上半期をピークに増加した後、減少している。

複数交流型というのは、「Twitter」、「Facebook」、「LINE」等を含むようである。従来からあったサービスであるが、最近では「Twitter」や「Facebook」でも被害が出てきているのかもしれない。具体的にどのサービスで被害が発生しているかということからは分からないが、そうした一般的なサービスでも被害が増えているということである。

最後はチャット型で、これは主にスマートフォンのアプリで、近くにいる人や会いたい人を探し、直接そのアプリの中で連絡が取れる — チャット（おしゃべり）ができる — というものである。

様々なジャンルのもものが流行しては対策が講じられ、また別のサービスに被害が移り、そこで対策が講じられるとまた違うサービスが発生するという繰り返しになっている。

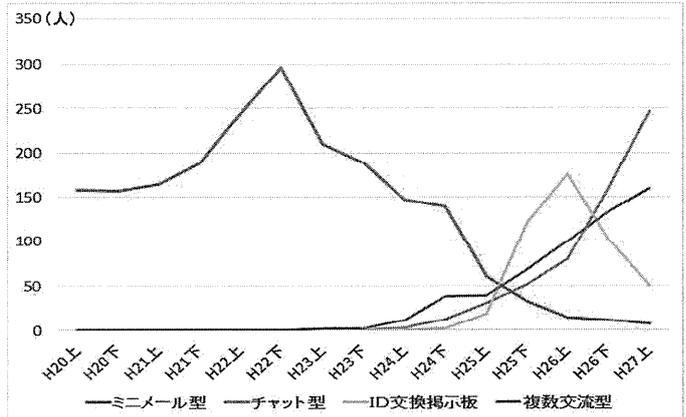
今被害が多いものについても、当然、対策を講じなくてはならないが、そうするとまた新しいサービスに被害が移るのかもしれない。ID 交換掲示板の出現以降の状況を見ると、どうも展開が速くなっているような気がする。スピード感が速いというのが、最近のこうした問題の傾向である。

(3) サイバー補導について

この図（右図）は、警察庁が発表している「サイバー補導の現状と今後の取組について」からの抜粋である。サイバー補導は、私が非常に注目している警察の取組であり、平成 25 年から試行が始まり、翌 26 年から本格的に開始されたもので、ネット空間で援助交際等と呼びかけるような書き込みをしている子供に連絡を取り、実際に会って補導するという仕組みである。平成 26 年は 500 人ほ

チャット型サービスでの被害が急増

【主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移】



警察庁「平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」より¹¹

サイバー補導について

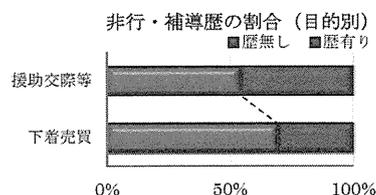
	平成 25 年中	平成 26 年中	合計
補導人員 (人)	197	501	698
児童 (18 歳未満)	158	439	597
18・19 歳	39	62	101

※平成 25 年中の補導人員等は 4 月 15 日から 10 月 20 日までの間に実施された試行期間の補導人員等を含む。

- 補導した児童 (597 人) の内訳
・女～572 人、男～25 人・平均年齢～16.1 歳・最年少～13 歳の女子 (中学 1 年生)

- 警察側からメール等を送信したが現場で接触できなかった件数

	平成 25 年中	平成 26 年中	合計
接触できなかった件数 (件)	904	11,051	11,955



警察庁「サイバー補導の現状と今後の取組について」より

どの未成年者が補導されている。

図の真ん中辺りの表では、平成 26 年中にメール等を出したけれども現場で接触できなかった数が 1 万 1000 件あるとされている。つまり、サイバー補導は様々に行われており、それによって実際に問題行動や犯罪が明るみになったものもあるが、把握し切れていない部分がどうしても残るということである。援助交際等は、児童も大人もお互いばれたくないので、暗数 — 明るみにならない数 — がかなり多いはずである。千数百人の児童がサイト等に起因する福祉犯の被害に遭っているということは、暗数まで含めるとその 10 倍、20 倍、あるいはもっと多くの潜在的な被害者がいるのかもしれないと推察される。

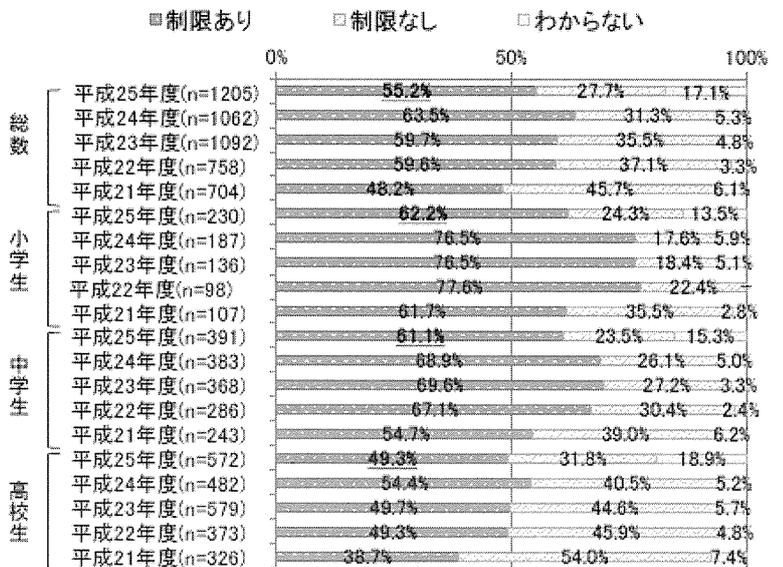
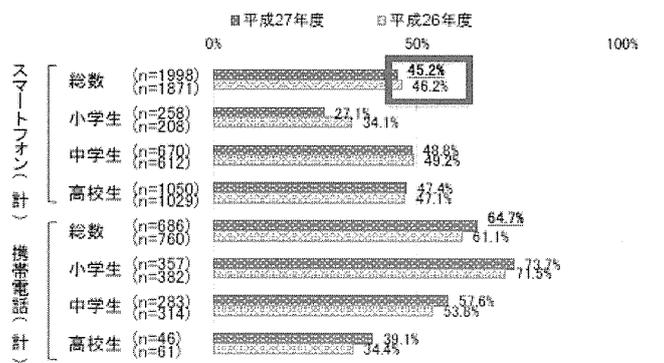
千数百人という数字がそもそも多いので、暗数まで含めて考えるとかなりの数の子供たち — そのうち九十数%が女子であるが — が被害に遭っているのではないかと、そして、その数は増えているのではないかと推測される。この犯罪被害にどのように対処していくかは、特にスマートフォンの普及以降の状況の中で私たちが真摯に受けとめなければならない問題である。

7 フィルタリング

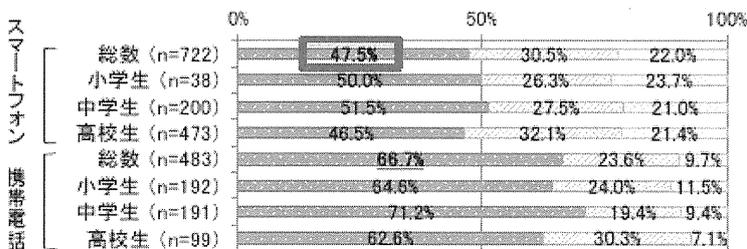
(1) フィルタリング利用率の低下

フィルタリング等利用率(平成21年度～平成25年度)

フィルタリング等利用率(平成26年度・平成27年度) (保護者調査)



フィルタリング等利用率(平成25年度 機種別)



(注1)「フィルタリング等」とは、フィルタリングや機種・設定により閲覧を制限することをいう。

(注2)「フィルタリング等利用率(平成26年度・平成27年度)」は、「スマートフォン(計)」、「携帯電話」については、青少年が「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」のいずれかを利用すると回答した保護者、「携帯電話(計)」は、青少年が「携帯電話」、「子供向け携帯電話」のいずれかを利用すると回答した保護者それぞれをベースに集計。

(注3)「フィルタリング等利用率(平成26年度・平成27年度)」は、青少年が利用する各機器において、保護者調査Q7において「機器を利用しているが、インターネットが使えない機種・設定のため、インターネットを使っていない」と回答、なしし、保護者調査Q8において「フィルタリングを使っている」又は「利用・機能制限機能等を使っている」と回答した率を算出。

(注4)「フィルタリング等利用率(平成21年度～平成25年度)」は、青少年が携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した保護者をベースに集計。

(注5)「フィルタリング等利用率(平成25年度 機種別)」は、青少年が「携帯電話」を持っていると回答した保護者、青少年が「スマートフォン」を持っていると回答した保護者それぞれをベースに集計。

(注6)平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

内閣府「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」より

このような犯罪の被害者は、インターネット接続に際し、ほとんどの場合モバイル端末、— 特に最近ではスマートフォン — をフィルタリングなしで使っている者が大半ということが分かっている。フィルタリングを付ければ安全なのではないかと考え、フィルタリングを普及させるための取組が続けられてき

た。

しかしながら、スマートフォンの普及により、フィルタリングの利用率が低下しているのである。この図（上図）は、内閣府の「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」から引用したデータ — 経年比較が難しい部分もあるが — である。

かつては6割以上の子供たちがフィルタリングを付けて携帯電話を使っていた。従来型の携帯電話、いわゆる「ガラケー」は、携帯電話会社に申し込めばフィルタリングに加入して安全に使えるという仕組みになっていた。なぜなら、かつては携帯電話会社のネットワークを経由してインターネットにつながっていく仕組みしかなかったので、携帯電話会社のネットワークでフィルタリングをかける設定がなされれば、利用者は何もしなくてもフィルタリングがかかった状態で端末を使えたのである。しかも、このサービスは、保護者から携帯電話会社に申し出ない限り解約できないというものであったため、フィルタリングの普及にも役立った。

ところが、スマートフォンになると仕組みが非常に複雑になる。後で詳しく申し上げるが、無線LAN経由やアプリ経由等、インターネットへの接続ルートに様々なものがあり、携帯電話会社にネットワークのフィルタリングを申し込むだけでは不十分である。あまりにも複雑という事情もあり、スマートフォンの利用者の間では、フィルタリングの利用率が下がってきている。この図（上図）の左上の四角で枠囲みした部分の数字が今のフィルタリング利用率であるが、4割強にとどまっている。

また、小学生のフィルタリング利用率が低いということも問題である。この調査では、インターネットが使えない設定になっている場合についても、フィルタリング等を利用している人に含めて統計を取っているはずだが、スマートフォンの場合、小学生の利用者のフィルタリング利用率は27%程度である。この数字は年々急降下している。何が起きているかよく分からないが、小学生の間はかなりスマートフォンが普及していること、そしてその小学生のスマートフォン利用者のフィルタリング利用率が4分の1程度になってしまっているということは事実である。大変気掛かりな事実である。

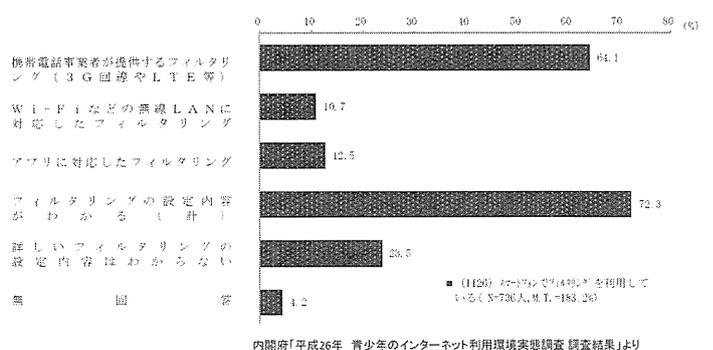
もう少し詳しくフィルタリングについてはお話ししていきたい。

(2) フィルタリング加入者も大半がネットワーク型のみ

これ（右図）は、内閣府が発表した「平成26年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」から引用したフィルタリングに関するデータの引用である。スマートフォンでは、3種類のフィルタリングをかけて初めて万全だと言われている。

グラフの1つ目が、以前からあるネットワーク型のフィルタリングであり、携帯電話会社の回線にかかるものである。2つ目は無線LANに対応したフィルタリングである。携帯電話会社の回線を使わなくても無線LANでインターネットに接続で

フィルタリング加入者も大半がネットワーク型のみ



スマートフォンのフィルタリング利用者は43.4%なので、無線LANにもアプリにも対応したフィルタリングを使っている人はその約1割の4%程度かそれ以下かもしれない。

きるの、その点に対応したフィルタリングである。3つ目がアプリに対応したフィルタリングである。ネットワーク型や無線LAN型のフィルタリングがかかっている、使用するアプリによっては、これらのフィルタリングをかいくぐって問題あるサイト等に接続されてしまったり、アプリ自体に問題があったりすることもあるので、この3つ全てのフィルタリングをかけていなければ万全とは言えない。

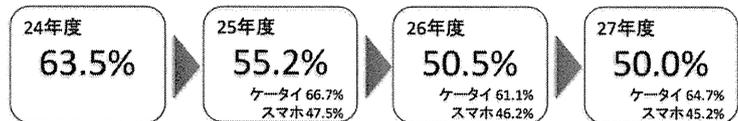
ところが実際には、1つ目のフィルタリングはある程度の子供たちがかけているが、2つ目と3つ目のフィルタリングについては、子供にスマートフォンを利用させていてフィルタリングをかけていると答えた保護者の中でも1割程度の方しか使っていると答えていないのである。このようなフィルタリングの仕組み自体をよく分かっていないという人も2割以上いるので、実際はもう少し多いのかもしれないが、単純に計算すると、青少年のスマートフォン利用者のうち、フィルタリングを使っている人は4割強で、そのうち1割くらいしか3種類のフィルタリングをかけていないと読める。つまり、スマートフォン利用者が100人いたら、4人程度しか万全なフィルタリングをかけていないということである。

(3) 実質的なフィルタリング利用率は20%程度に急落

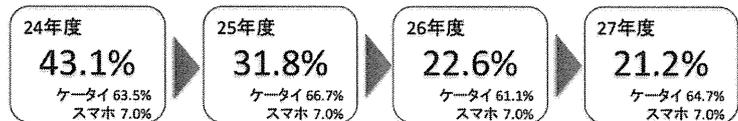
フィルタリングの仕組みが分かっていない人も回答者には含まれているので多めに試算して、青少年のスマートフォン利用者の7%くらいが万全なフィルタリングをかけているという仮定で試算してみた結果がこの図(右図)である。上段は、何らかのフィルタリングをかけている人の割合、下段は、3種類全てのフィルタリングをかけている人の割合を示している。つまり、上段は単純に「フィルタリングを使っている」と答えた人の割合の推移を見ている。内閣府の

実質的なフィルタリング利用率は20%程度に急落

携帯電話・スマートフォンを利用する18歳未満の者のフィルタリング利用率(インターネットが利用できない設定となっているものも含む)は...



携帯電話・スマートフォンを利用する18歳未満の者で、フルにフィルタリングを利用している者(スマホの場合には、ネットワーク型+無線LAN対応+アプリ制限を利用している者)の割合



内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」にもとづき推計。

調査では、平成25年度以降は従来型の携帯電話とスマートフォンに分けてデータが出されており、全体の数字がはっきり出ないので加重平均を取って見たのであるが、何らかのフィルタリングをかけている人が約5割である。6割以上いたはずなのに、もう既に5割に減っている。3種類全てのフィルタリングをかけている人は平成24年度の段階でも4割程度であったが、もう既に約2割になっている。

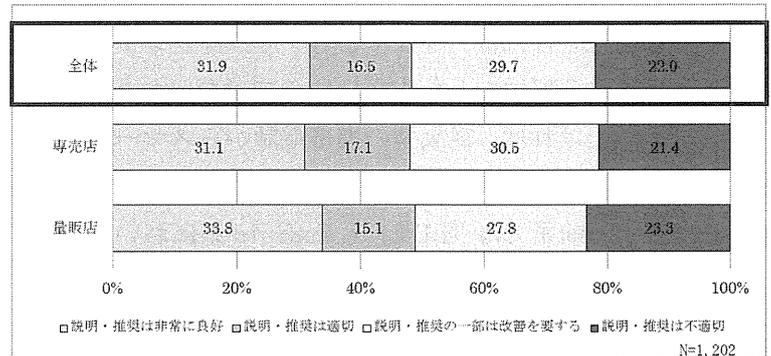
この図の数字は、特に下段は私の試算であり、スマートフォン利用者について、仮に少し多めの7%の人が3種類全てのフィルタリングをかけている仮定した場合の数字であるので、実際はもう少し低いかもしれない。

(4) 店頭でのフィルタリング説明には課題

店頭でのフィルタリング説明には課題

このように、フィルタリングの利用率が低い背景として、一つには、販売店の説明が分かりにくいという問題がある。これ(右図)は警察庁が発表した「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査」(平成27年2月発表)のデータで、全国の都道府県警察の御協力販売店におけるフィルタリングの説明状況を調べた結果である。専売店と量販店と分けて記載されているが、どちらもほぼ同じであり、約半数の店舗において、あまりうまく説明できていないということが指摘できる。

第2 フィルタリングの説明・推奨状況に関する調査の結果
1 総合評価



注：割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にはならない場合がある(以下同じ)。

警察庁「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査」(平成27年2月発表)より 16

(5) 携帯電話会社ホームページでのフィルタリングの説明が分かりにくい

携帯電話事業者	端末(基本ソフト)の種類	ネットワーク型フィルタリング(携帯電話回線対応)	端末型フィルタリング(無線LAN対応)	アプリ制限
NTTドコモ	iPhone	窓口で「spモードフィルタ」を申し込む。「spモードフィルタカスタマイズ」を申し込めば、アクセス可能なサイトや種類を個別に設定可能。	端末の「設定」から「一般」→「機能制限」と選択し、アダルトサイトへのアクセスを制限したり、アクセス可能なサイトを設定したりする。あるいは、App Storeから「ファミリーブラウザ for docomo」をインストールして設定した後、端末の「機能制限」でSafariの利用を禁止する。	端末の「設定」から「一般」→「機能制限」と選択し、アプリ(App)の対象年齢を制限したり、アプリのインストールを制限したりする。
	Android		dメニューもしくはGoogle Playから、「あんしんモード」及び「ファミリーブラウザ for docomo」アプリを導入し、設定する。	dメニューもしくはGoogle Playから、「あんしんモード」アプリを導入し、設定する。
au	iPhone	窓口で「安心アクセスサービス」を申し込む。「カスタマイズコース」を申し込めば、アクセス可能なサイトや種類を個別に設定可能。	App Storeから「安心アクセス for iOS」をインストールして設定した後、端末の「機能制限」でSafariの利用を禁止する。	端末の「設定」から「一般」→「機能制限」と選択し、アプリ(App)の対象年齢を制限したり、アプリのインストールを制限したりする。
	Android		お客さまサポートアプリから「安心アクセス for Android」をダウンロードし、設定する。	
ソフトバンク	iPhone	窓口で「ウェブ安心サービス」を申し込む。「Yahoo!きっず」「ウェブ利用制限」「ウェブ利用制限(弱)」「ウェブ利用制限(弱)プラス」から選択する。	App Storeから「Yahoo!あんしんねっと」をインストールして設定した後、端末の「機能制限」でSafariの利用を禁止する。	端末の「設定」から「一般」→「機能制限」と選択し、アプリ(App)の対象年齢を制限したり、アプリのインストールを制限したりする。
	Android		Google Playから、「Yahoo!あんしんねっと for SoftBank」もしくは「あんしん設定アプリ」を導入し、設定する。	Google Playから、「スマホ安心サービス」もしくは「あんしん設定アプリ」を導入し、設定する。

各社のウェブサイト上の情報を元に藤川が作成。(2015年12月現在)

試しに皆さんも各携帯電話会社のホームページで「フィルタリング」と検索して、どのように説明されているか見ていただきたい。「フィルタリング」という言葉があまり使われていない上に、様々な情報がばらばらに掲載されていて分かりにくい。この表(上図)を作成するのに3時間もかかったほどである。大きく言えば、Android系統とiPhone系で異なっている。そのこと自体は良いのだが、それぞれの情報

がばらばらに掲載されている — もちろん総合的な安全サービスを提供しているからかもしれないが — ほかに、「フィルタリング」という言葉もあまりないので、「フィルタリング」という言葉だけで調べてみてもよく分からない。様々な箇所を見て整理するとこの図のようになるのだが、非常に複雑である。

携帯電話会社各社には、少なくともフィルタリングで子供たちを守ろうとしているのであれば、もっと分かりやすくする努力をした方がいいのではないかというアドバイスを差し上げているところである。

さらに申し上げれば、従来型の携帯電話からスマートフォンになって、フィルタリングを普通にかけると「Twitter」や「Facebook」等のスマートフォンで普通に使用が想定されているサービスがブロックされてしまう。少し前までは「LINE」も Android 系においてはブロックの対象だったが、今は使えるようになっている。しかし、「Twitter」や「Facebook」はブロックされてしまうままである。あまりにも有名なサービスが最初から使えないと、不便だという印象が強くなる。従来から、「EMA 認定サイト」についてはブロックの対象から外し、使い勝手を良くしようという努力があったが、サービス提供事業者が申請しなければ EMA 認定は出せない。今は、国際的にサービスが流通しており、アメリカの会社のサービスについてはいくら便利でも申請されなければ EMA 認定は出ないことから、「Twitter」や「Facebook」についてはフィルタリングの対象になってしまうというのが現状である。

もちろん小学生や中学生が使う場合には現状でも良いのかもしれない。特に「Twitter」や「Facebook」は 13 歳未満使用禁止のはずなので小学生については問題ない。しかし、高校生になって、今や、NHK や各自治体でも「Twitter」で公式アナウンスをしているような状況の中で、フィルタリングをかけているせいで「Twitter」すら使えないというのはあまりにも不便である。こうした問題も含めてもっとフィルタリングの使い勝手をよくしていかなければならない。

問題は、フィルタリングの普及率が落ちて、インターネットに起因する犯罪被害の増加という問題を何も解決できないのではないかということである。本フォーラムは警察のフォーラムなので、大きく問うていきたい点である。本講演は本フォーラム最初の講演なので、従来、フィルタリングを中心に子供たちを守っていこうという枠組みがあったにもかかわらず、その枠組みが十分機能していないのではないかということ、まずは問題にさせていただきたい。

以上が「平成 25 年問題」ということで申し上げた、インターネット利用の長時間化、ネットいじめの深刻化、インターネットに起因する犯罪被害の増加の問題と対策であるフィルタリングの問題点についてである。これらは当然スマートフォンに関わることであり、これらの問題を踏まえながら様々な対策が講じられていかななくてはならない。

8 スマートフォンに関連した教材の例

私は教育の研究者なので、最後に教育的な話を付け加えさせていただきたい。スマートフォンの普及以降の状況に見合った教育をしていくということは大変重要であり、そのための様々な教材を作らせていただいている。最近関わったいくつかの事例を簡単に御紹介させていただきたい。

一番上は、「スマホ・リアル・ストーリー」というNHKの番組で、1年半ほど前に放送されたものである。今、「NHK for School」というNHKの教育番組のサイトで、無料でストリーミング配信されている。これは小学生向けで、小学生が陥り

ような問題 — 例えば課金トラブルや出会いリスク — について、ドラマで7～8分で再現し、鈴木福君がナビゲーターになって考えてみるというもので、非常に手軽に使える。小学校の先生等がお使いくださっている。

ドラマ形式というのが1つのポイントである。他にもいくつかドラマ形式はある。この種の問題は子供によって経験に大きな違いがある。よく分かっている子供もいるが、全く見たことがないという子供も多くいる。保護者に啓発するときも同じ問題があり、子供向けのサービスをよく知っている方は少なく、むしろ見たことがないという方が多い。そのような方々に考えてもらうときには、まずは実態を実感してもらわなければならない。その際、文章だけで、「最近このようなサービスがはやっていて、このような問題が起きています」と説明してもイメージが湧きにくい。しかし、ドラマであれば動画で再現ができるので、伝わりやすくなる。

大体ドラマの教材を作るときには、序盤で、子供たちが関連するサービスを利用している部分をスマートフォンの画面も含めて描写する。この描写が非常に重要で、「こんな感じでゲームのサービスを遊んでいますよ」、「『LINE』等のコミュニケーション系のアプリではこんなふうに友達同士がやりとりしていますよ」、といった状況を見てもらい、その文脈の中でトラブルが起こっていく様を見せていく。そうすると、最初は知識・経験がなかった学習者もよく理解でき、そして一緒に考えられる。このような教育をしていく必要がある。

同じように、中学生向けでは左下に株式会社NHKエンタープライズで作ったDVD教材を載せているが、「スマートフォンのトラブルと対策」というものである。これもドラマ形式で、3つのドラマが10分ほどずつ入っている。10分のドラマ1本で、大体45分～50分の授業で使っていただける。また、1時間程度の研修会でも使っていただける。

真ん中に載せているものは動画ではなく、スマートフォンやタブレットで遊べるアプリとして作ったもので、グリー株式会社から出していただいている。これは中高生が遊んでいるうちに学べる仕組みになっている。このような教材も作らないと、建前が先に行くような雰囲気ではなかなか学び切れないところがあり、遊びながら学べるという観点も必要ではないかと考えて作成している。

このように、様々な教材を作り、授業等に取り入れて学んでいただくということが、子供たちの力をつけていく上では重要だと考えている。

スマートフォンに関連した教材の例。いじめ防止対策法にもとづくネットいじめ防止対策の観点からも、計画的に対応を進める必要がある。



←「スマホ・リアル・ストーリー」(NHK for School サイトで動画公開中)



←啓発アプリ「魂の交渉儀と狐の物語」(iOS、Android対応)

↓「みんなで考えようケータイ、スマートフォン」(DVD及び指導案、NPO法人企業教育研究会・ソフトバンクモバイルによる無償提供)



←「新 ケータイ・ネット社会の落とし穴 事例で学ぶスマートフォントラブルと対策」NHKエンタープライズ(有料DVD教材)





- 1 学校で考えよう スマホのコミュニケーション
- 2 地域で考えよう スマホ利用の危機管理
- 3 家庭で考えよう スマホのルール

企画 ソフトバンクモバイル株式会社
 監修 藤川大祐、NPO法人企業教育研究会
 制作 株式会社 千代田ラフト



申し込みは企業教育研究会ホームページから

これ（上図）は、1年ほど前に出した「みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン」という教材であり、無料で様々な方に配布している。ソフトバンク株式会社から、社会貢献としてお金を出していただき、私が作っているNPOが事務局になって教材の提供を行っている。

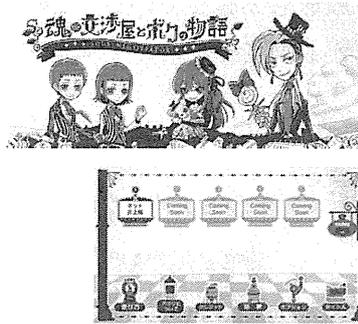
1つ目の「学校で考えよう」は、いじめ対策が中心となっている。ネットいじめに限らず、いじめは、いじめがこれから起きそうだというリスクが高まってきた状態に、当事者も周りの人も敏感になれるかどうか、そしてそこで行動を起こせるかどうかが重要である。何かが起きていても、放置してしまうと問題はどんどん深刻化する。いじめ対策としては、これは気になるというときには、声を上げられる人が増えていくことが重要だろうという考えから、「LINE」を模したアプリでコミュニケーションを取っている中学生グループの中でいさかいが起き、いじめになりそうなリスクが高まっていくというお話にしている。その中で、何が問題なのか、どう対処すればよいのかを、主に中学生に考えてもらうという教材である。つまり、いじめが生じるリスクを下げる学習をするための教材である。

2つ目の「地域で考えよう」というのは地域でリスクを考えてもらいたいという発想で作ったものであり、近所の知っている中学生の女の子がスマートフォンを持ちながら深夜徘徊をしている様子を近所のお父さんが見かけるのだが、「まあいいか」と言ってもしめないという描写を入れている。

昨今、何かあると「家庭の責任だ」、「保護者の責任だ」という話になるが、地域の中で見守っていかなければ、保護者だけでは見切れないということもある。大変な状況の御家庭も多く、一生懸命やろうとしても手が回らない、目が向けられないということは実際にある。そのときに近所の人何か感じて少しでも行動ができるということも大切ではないかというコンセプトでこうした教材も入れている。

3つ目の「家庭で考えよう」というのは家庭でのルールの話である。ルールを作って対応しようということは大切だが、スマートフォンの場合、ルール自体も複雑である。どんなことが問題として考えられるか、その問題を解決するにはどのようなルールが考えられるか、ということを書き出して整理するというノウハウを入れ込んだドラマになっている。

啓発アプリ「魂の交渉屋とボクの物語」(グリーン)



中高生が当事者意識を持って進められるシナリオ設計で、情報モラルに関する幅広いテーマをカバー。App StoreとGoogle Playで公開。利用無料。

【扱っているテーマ】
 ネット炎上（不適切投稿／炎上事件への対応）
 出会い・交際（異性との出会い／児童ポルノ）
 ネット依存（長時間利用／高額課金）
 ネット犯罪（アカウント乗っ取り／架空請求）
 ネットいじめ（既読無視／言葉の勘違い）

この啓発アプリ「魂の交渉屋とボクの物語」(上図参照)は、右下に記載している5つの種類の10のテーマを扱っており、ゲームが進んでいく中で様々な問題が起きてくる設定になっている。きれい事ではなく、悪のささやきのような誘惑がたくさんある中で、本音のドロドロした部分で問題に向き合ってもらおうという構成になっている。サブカルチャー的な雰囲気の作品であり、中学生等に楽しんでやっていただきながら、それでも考えさせられるという内容である。一般の利用者がダウンロードして使ってもらえるようにしているが、学校の授業向けのガイドブックのようなものも作っている。

このようなことで何とか教育を充実させていきたいというのが私の考えである。

9 インターネット環境整備の組織づくりが必要

最後に、各地の取組についてであるが、都道府県レベルで立場の違う者同士と一緒に連携して取り組むことが大切だと思う。昨年の秋に山形県で内閣府主催のフォーラムがあり、警察の方やその他の行政の方や、民間の方等、様々な方が集まってくださり、私も伺った。このようにして都道府県レベルで関係者が定期的に、 — 1年に1回、2回でもいいので — 顔を合わせて情報交換をし、それぞれの取組について理解しながら、協力してできることを進めていくような体制が全国に張りめぐらされていくことが必要ではないかと考えている。

今、文部科学省、内閣府、総務省等が各地のイベントを様々な進めてくださっており、私どもも協力しているが、こうした取組がどの都道府県でも、もれなく行われるということが重要ではないだろうか。

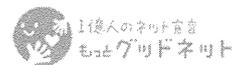
全国レベルでは、「安心ネットづくり促進協議会」という民間の組織もある。この組織には、官公庁の

インターネット環境整備の組織づくりが必要

都道府県レベルの地域コンソーシアム

都道府県庁(県民生活課等)、教育委員会、警察、消費者センター、教員、PTA、有識者、NPO、携帯電話事業者、サイト運営事業者、フィルタリング事業者等が参加し、情報交換、啓発、出前授業等を実施する。
 文部科学省や総務省(各地域の総合通信局)の事業が契機で作られることがあるが、国の予算が切れたときに継続しない傾向がある。

安心ネットづくり促進協議会



オールジャパンの取り組みとして、2009年発足。携帯電話事業者、サイト運営事業者、フィルタリング事業者、有識者、PTA、NPO等が参加、内閣府、総務省、文部科学省、警察庁がオブザーバー参加。
 他組織と協働で、各地の関係者と最新情報を共有するインターネット番組「グッドネットチャンネル」を隔月で放送中。
 今後も関連組織の中核としての活動が求められる。

方も陪席で入っただけでいるが、このような組織が橋渡しになって取組を進めていくこともまた必要である。この組織では、最新情報を共有するためのネット放送も実施している。このような組織を作りながらネットワークを広げていき、問題に対応していくことが必要ではないかと考えている。

10 ムーアの法則 × デジタル化

今後、状況の変化はどんどん速くなるだろうということが予想される。「ムーアの法則」と呼ばれるが、電子機器の性能は大体1年半で2倍、10年で100倍、20年で1万倍、30年で100万倍になると言われている。どんどん変化が速くなっていくということであり、実感としてもそのとおりである。

特に、スマートフォンの普及以降の変化は非常に速い。このような中で青少年を守り、教育・啓発等を進めていくことについて、我々も動きながら考えていくしかない。

そのためには、大人たちが連携・協力して情報交換をし、定期的にそれぞれの取組をバージョンアップしていく仕組みが必要だと思う。その意味で、本フォーラムも含め、多様な立場の人が集まって議論する場は非常に大切である。このような問題意識を持ちながら、動き続ける状況の中での教育を追求していきたい。

ムーアの法則 × デジタル化

ムーアの法則

費用あたりの電子機器の性能が1.5年で2倍になるという経験則。

3年で4倍、6年で16倍、12年で256倍になる計算。

2000年頃の200万円台のコンピュータと同程度のが、実質1万円のスマートフォンで実現できていると考えても、不思議はない。

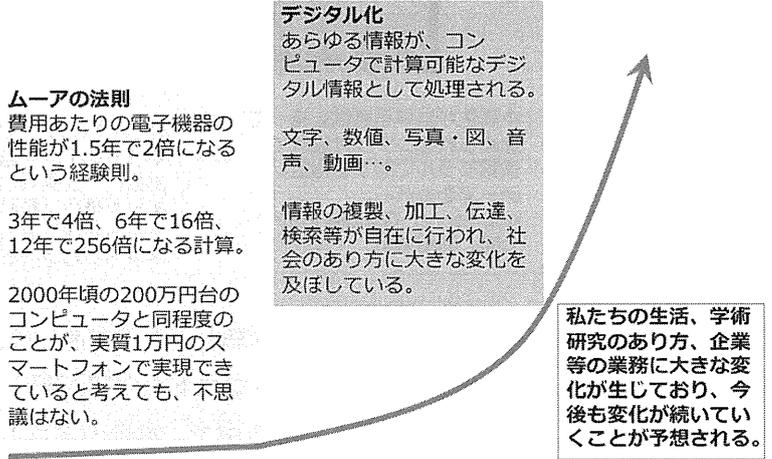
デジタル化

あらゆる情報が、コンピュータで計算可能なデジタル情報として処理される。

文字、数値、写真・図、音声、動画…。

情報の複製、加工、伝達、検索等が自在に行われ、社会のあり方に大きな変化を及ぼしている。

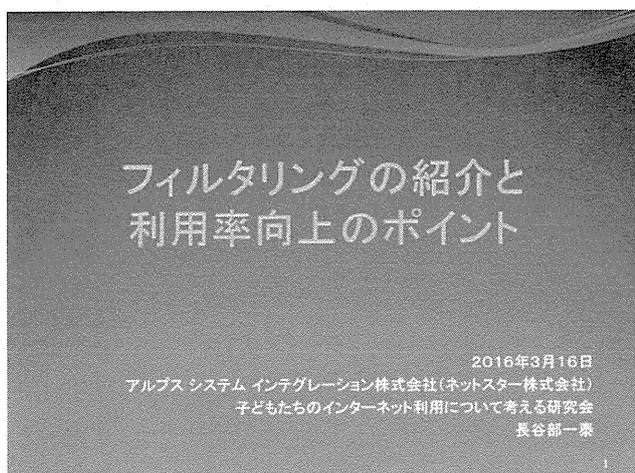
私たちの生活、学術研究のあり方、企業等の業務に大きな変化が生じており、今後も変化が続いていくことが予想される。



【基調講演②】フィルタリングの紹介と利用率向上のポイント

アルプスシステムインテグレーション株式会社セキュリティ事業部ビジネス推進部副部長
長谷部一泰

はじめに



自己紹介

- 長谷部一泰 (はせべ かづやす)
 - アルプスシステムインテグレーション(株) 渉外グループ
 - 子どもネット研 事務局

コンピュータメーカー、外資ソフトウェア企業を経て、2004年よりフィルタリング開発企業ネットスター株式会社にてサポート、製品開発責任者を担当。

2013年から親会社であるALSIへ渉外担当として出向。
フィルタリング事業者の立場にて省庁、政府機関、関連団体の青少年利用問題討議の場へ参加。

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会(子どもネット研)」
設立時から事務局として活動。
フィッシング対策協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会ほか
インターネットの利用問題を扱う複数の団体へも委員として参加。

本日はこのような場で皆さんにフィルタリングについてのお話をさせていただけることを非常に光栄に思う。私は、「アルプスシステムインテグレーション株式会社」というフィルタリングのみならず、情報漏えい等に関する様々なソリューションを提供する会社の社員である。携帯電話のフィルタリングに関係の深い方は、「ネットスター株式会社」という名前の方が耳に残っていらっしゃるかもしれないが、「ネットスター株式会社」は「アルプスシステムインテグレーション株式会社」の子会社である。本日は、「フィルタリングの紹介と利用率向上のポイント」というタイトルで、いろいろと御紹介させていただきたい。

また、青少年の安全安心を守るための「フィルタリングの提供」と言っても、民間事業者の作るもので大丈夫なのかという不安をお持ちの方もいらっしゃるのでは、安全安心に使っていただけるフィルタリングを提供できるように、今から8年ほど前に有識者の先生方にも御参画いただき、「子どもたちのインターネット利用について考える研究会(以下「子どもネット研」という。)」も立ち上げて議論を進めている。これまでも、同研究会における御議論の内容をフィルタリングに反映してきたところである。

フィルタリングを御存知の方の中にも、子供のために必要ということは分かっているけど、内容は御存知ない方が多いので、フィルタリングとはどのようなものか、中でも、スマートフォンのフィルタリングの現状はどのようなになっているのか、具体的なお話をさせていただきたい。さらに、フィルタリングの利用率について、

本日の内容

- フィルタリングとは何のために生まれてきたのか
- スマホ フィルタリングの課題
- スマホ用フィルタリングについて
- フィルタリング利用率が上がらないのは
- フィルタリング利用率を上げるには



なぜ上がらないのか、上げるためには何が必要なのかを御紹介していきたい。

1 フィルタリングとは何のために生まれてきたのか

(1) フィルタリングの意義

まず、フィルタリングとは何のために生まれてきたのかという非常に基本的な話から始めたい。

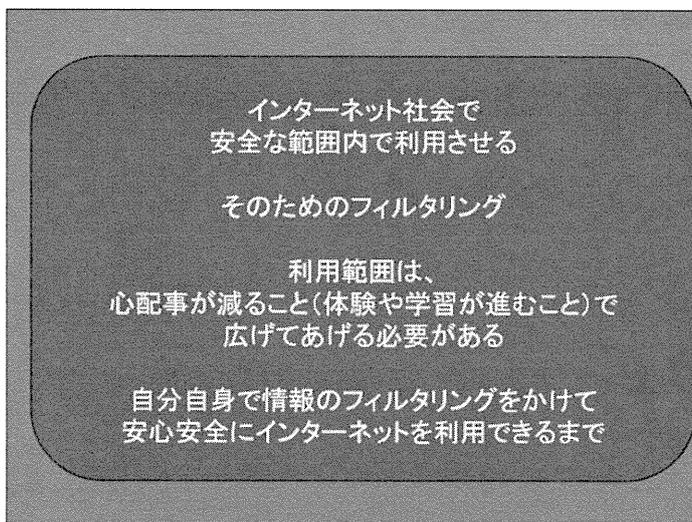
公園で、小さな赤ちゃんをベビーカーに乗せて遊ばせに来ている様子を思い浮かべていただきたい。子供を家から連れ出して遊ばせようとするとき、最初にお母さんが連れて行くのが公園だと思う。公園の中であれば、まず車が入って来ることのない上、お母さん同士の見守りの目もある。また、子供向けの遊具が置いてあり、比較的配慮もなされている。つまり、公園は、最初に外で子供を遊ばせるのに、安全安心な環境が整っているのである。

インターネットの世界でも同じことが言えるのではないだろうか。インターネットを1つの社会と見立てたときに、その中で子供たちがいきなりあちこち行ってしまっただけで本当に大丈夫なのか。しかし、家から出さない — インターネットの世界に入れない — という時代でもない。では、子供たちがインターネットを利用する上で安全安心な場所はどこか。その範囲を作るためにあるのがフィルタリングなのである。

その範囲をどうやって決めるかと言うと、公園の例で言えば、公園は、子供を遊ばせる上で心配事がないからそこへ行くのである。インターネットも同じで、インターネットの世界に、お父さん・お母さんたちが心配に思っていることがあるので、それらの心配がないような状態にしてインターネットを使ってももらえる範囲を作っていく。それがフィルタリングの機能である。

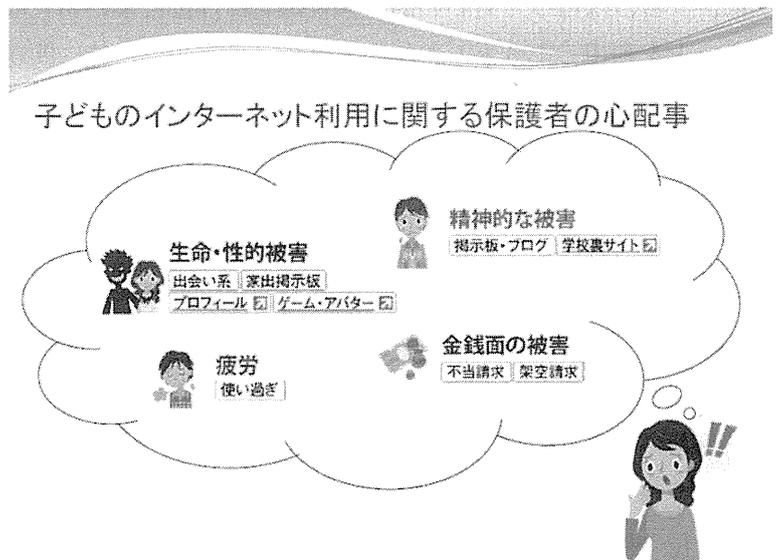
次に、いつまでやればよいのかという問題が出てくる。いつまでも公園で遊んでいなさいと子供に言うわけにはいかない。高校生にもなって公園以外で遊ぶなど言うことはナンセンスであり得ないことであり、インターネットの中でも同じことが言える。最後に重要になるのは、インターネットを使えるようになった子供たちが、自分たち自身で情報のフィルタリングがかけられるようになり、安全安心にインターネットが利用できることである。

そこに至るまでには、やはりフィルタリングで利用範囲を調整しながらインターネットを使ってもらうことが非常に重要であり、フィルタリングの存在意義はそこにある。



(2) 子どものインターネット利用に関する保護者の心配事

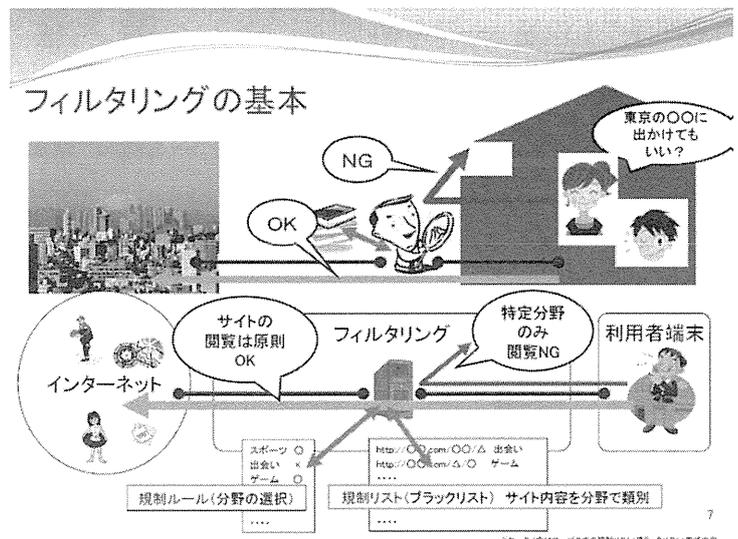
この図(右図)は、インターネット上における保護者の方の心配事にはどのようなものがあるかを具体的に挙げてみたものである。左側から、一番重要な「生命・性的な被害」への心配がある。そして、右上の「精神的な被害」とは、いわゆるいじめ問題や、ちょっとした行き違いで心にダメージを受けるなどの被害のことである。次に、左下の「疲労」は、特にスマートフォンが登場してから顕著になった使い過ぎから来る疲労についての心配である。最後に、— この心配が保護者の方々からすると一番本音の部分でもあるが — 架空請求等による金銭面の被害や使い過ぎ等によって料金はどうなるのかといった心配がある。この辺りの問題は、事業者もいろいろと工夫しているので最近では少なくなってきたが、いずれにせよ、子供にインターネットを使わせようとするときに保護者の方が考える心配事はいろいろある。これらの心配事について、子供に、範囲を決めてインターネットを使わせることにより、解消しようというのがフィルタリングである。



(3) フィルタリングの基本

続いて、フィルタリングの仕組みを簡単に御説明したい。

これ(右図)で説明すると、まず、右側の家の中にお父さん、お母さんと子供がいて、子供が東京に遊びに行きたいとお父さんに相談しているところである。子供は、秋葉原にある「長谷部カフェ」に遊びに行きたいと言っており、お父さんが「長谷部カフェ」について調べる。その結果、実はそこが大人向けのお酒が提供されるようなお店だったということが判明し、お父さんは子供に、当然ながら、「そこは行ってはいけない」と言う。



フィルタリングもこの話と同じような考え方で、図の下段・右側のように、子供が利用者端末からインターネットを利用しようとしたときに、その間に立ち、先ほどの例のお父さんの代わりのように、「行き先」を見て判断してあげる役割を担うのがフィルタリングである。

では、どのように判断するのかであるが、まず、基本的にはインターネット上の「行き先」のサービスがどのような内容かをリスト化する。その作業を行っているのが私どもの会社のようなところである。

次に、「〇〇は行ってもいいが、××は君にはまだ早いね」などのルールを決める。実際に子供がインターネットを利用しようとした場合、その「行き先」に特に問題がなければそのまま使えるが、実際に「行き先」のサービスの内容を見てみた結果、ルールに照らせばまだその子供には早く、制限の対象である場合には制限がなされ、そのサービスを使うことはできない。つまり、インターネット上の特定の部分のみが、今申し上げたような仕組みで使えなくなるというのがフィルタリングの機能である。

お父さん・お母さんが、子供のインターネット利用をずっと側について見守ってあげられれば良いのだが、実際には時間的にも不可能であるし、今、子供たちが手にしているインターネット利用端末は非常にパーソナルなもの — 小さく、持ち運びが可能で、親の目の届かないところで使ってしまう — になっており、保護者が四六時中見守ることはできない。このような中で、保護者による見守りに代わる仕組みとしてフィルタリングが存在するのである。

(4) サイトフィルタリングの制限分野の例

では、サイトフィルタリングによる制限分野はどのように決まるのか。基本的には、保護者の方の心配な部分が制限されるという形でリストが用意される。その例をこの図(右図)にまとめた。

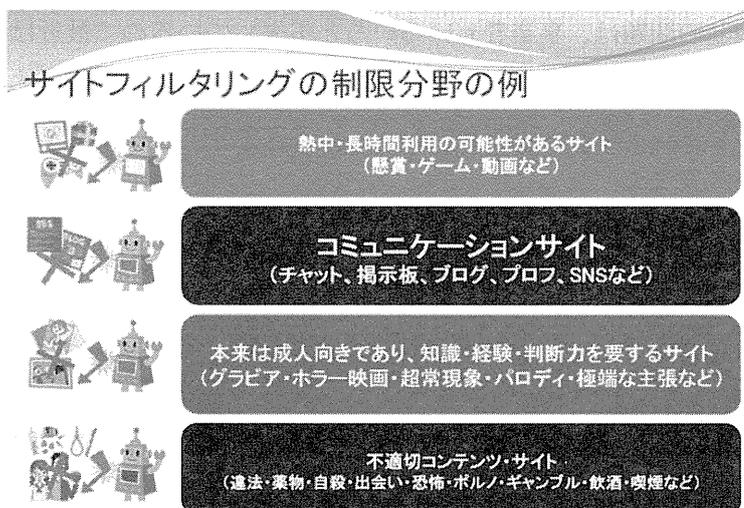
まず、下から、「不適切コンテンツ・サイト」とは、違法・有害な情報 — 薬物、自殺関係のもの等 — である。

2つ目は、「本来は成人向きであり、知識・経験・判断力を要するサイト」である。子供には、情報の判断力が十分に備わって

いない年代がある。例えば小学生のような小さな頃であれば、インターネットに載っている情報は新聞やテレビと同じで正しいものと信じてしまう子供もいる。そこで何が起きるかと言えば、例えば、「スーパーで安く品物を手に入れる方法」として、よくよく見ると万引きのやり方が掲載されていたりする。また、「電車で安く乗る方法」として、違法行為のやり方が掲載されていたりする。こうした情報を、子供はインターネットに載っているのだからと安心して信じてしまい、友達に教えたり自分で実践してしまったりするかもしれない。情報の判断能力がない子供については、こうした情報が掲載されていることも心配事になる。こうしたものもフィルタリングの対象ということになる。

3つ目は、非常に重大な結末を引き起こしてしまう、悪い大人から連れ出されて暴行されるなどの被害の基になるコミュニケーション系のサイトである。これらもフィルタリングの対象となる。もちろん、コミュニケーション系の中でも、各事業者においてきちんと対応がなされているものもある。そのようなサイトについては、EMAの認定を得て、フィルタリングをかけていても使えるようになるが、基本的には、コミュニケーション系の中で問題があるものはフィルタリングの対象になる。

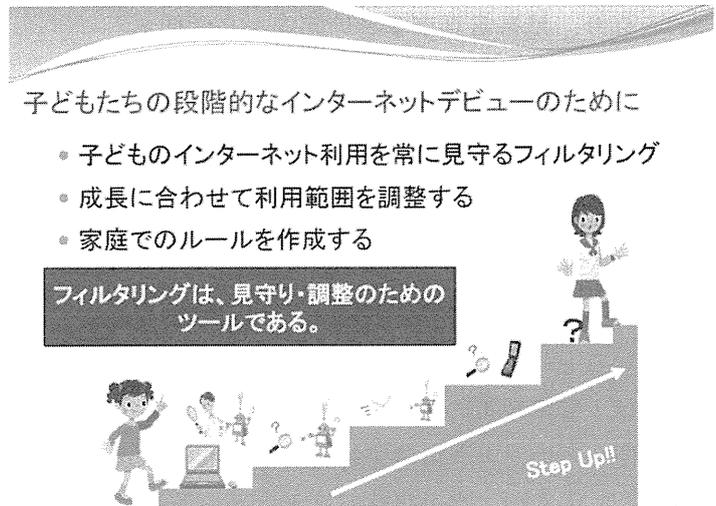
最後に、ここ最近の心配事の1つである、使い過ぎに対しての心配がある。こうした分野のサイトも、



フィルタリングの対象とされている。

(5) 子どもたちの段階的なインターネットデビューのために

次に、このようなフィルタリングをどう使っていくべきかをお話したい。最初に申し上げたように、子供を高校生になるまで公園で遊ばせるというわけにはいかない。それと同じように、インターネットの世界でも、保護者の心配事がない範囲でどんどん子供に使わせてあげ、18歳を過ぎて大学生になり、ひとり暮らしするぐらいの時期には、インターネットを使わせていてよかった、という状況にならなければならない。その目標に向けての段階的な利用が重要だということを、「子どもネット研」ではお話しさせていただいている。



では、「段階的な利用」をさせるにはどうすればいいのかであるが、やはりフィルタリングを使い、成長範囲に合わせて利用範囲を調整するということになる。

この点、子供は、お父さん・お母さんが押さえ込もうとすればするほど反発することもあるし、今は、親に隠れて使える機器がたくさんあるので、逆効果になることもある。そこで大切なのは、普段から、インターネット利用についてお父さん・お母さんと子供の間で話ができていることである。そして、話し合われたことを明示化するという意味での「ルール作り」が重要になる。

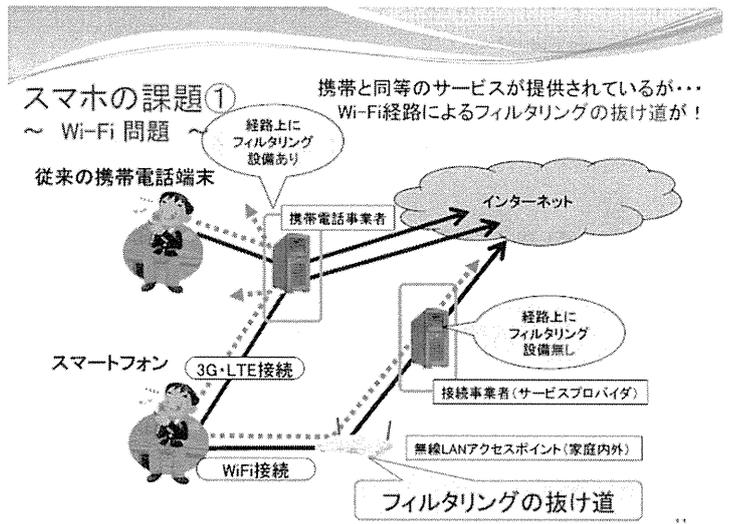
このように、家庭においてインターネット利用に関するルールも作った上で、フィルタリングをツール（道具）として使っていただきたい。私どもは「フィルタリング屋」としてツールを提供しているが、その道具をうまく使っていただきたいと願っている。

2 スマホフィルタリングの課題

続いて、スマートフォンのフィルタリングについて具体的にお話ししていきたい。フィルタリングには、3種類あり、1つ目は携帯電話事業者の回線で行っているところにかかるフィルタリング、2つ目は、Wi-Fi でつながっているところにかかるフィルタリング、そして3つ目は、アプリで行っているところにかかるフィルタリングである。このうちの2つのフィルタリングについて課題があるので整理したい。

(1) スマホの課題①～Wi-Fi 問題～

この図(右図)において、左上に描かれているのが従来の携帯電話端末を利用する場合で、左下に描かれているのがスマートフォンを利用する場合である。従来の携帯電話端末では、この図のとおり、携帯電話事業者の回線を必ず使って、インターネットに接続していたので、そこにフィルタリングがあればよかった。しかし、スマートフォンが登場してからは、街中や御家庭において普及しているWi-Fiによってインターネットに接続することができるようになった。こちらの接続には、基本的に、フィルタリングはないことの方が多い、フィルタリングの抜け道になってしまっている。

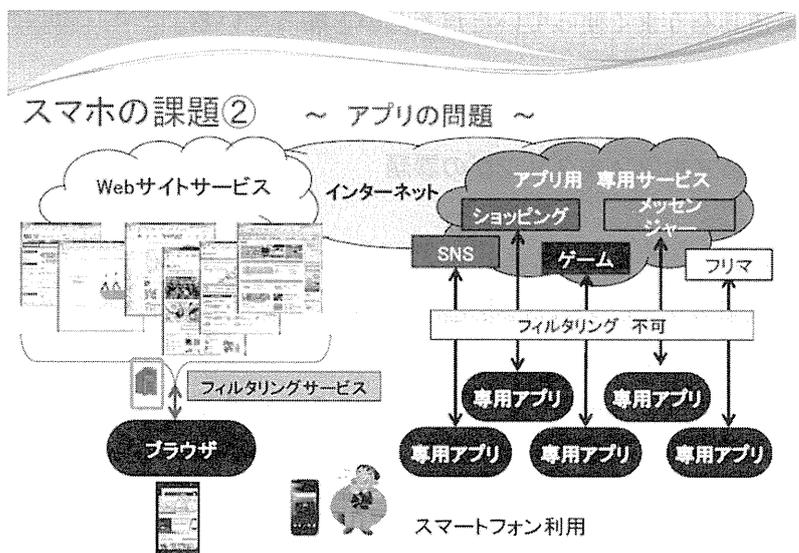


本日は、警察政策のフォーラムなので、皆様に分かりやすく申し上げると、今までのいわゆる「ガラケー」を使っていたときは逃走経路が1つしかなかったので検問が1つあればよかったが、スマートフォンが普及してからは、逃走経路が2本になったので2本とも押さえなければならなくなったということである。

しかしながら、「2本押さえる」と言っても、2本目のWi-Fiは、公衆系なので非常に範囲が広く、簡単には押さえられない。そこで、スマートフォン自身にフィルタリングを持たせて、大元のところで制限をかけてしまい、どの逃走経路へ行こうとしても押さえられるようにするというのが、この課題への基本的な解決策となる。

(2) スマホの課題② ~アプリの問題~

スマートフォンのフィルタリングについて、もう1つ、3つ目の接続方法で起きている課題を説明しているのがこの図(右図)である。今までは、左側のように、インターネットを使うときには、インターネットを見るためのブラウザというソフトウェアを使っていた。ところが、スマートフォンが普及してからは、アプリを開けばサービスがすぐ使えるという機能が出てきた。例えば、図の右側で、「SNS」と書いているところの例として、例えば、「LINE」であれば「LINE」の専用のアプリがあり、アイコンの形でプログラムが用意されている。スマートフォン上で



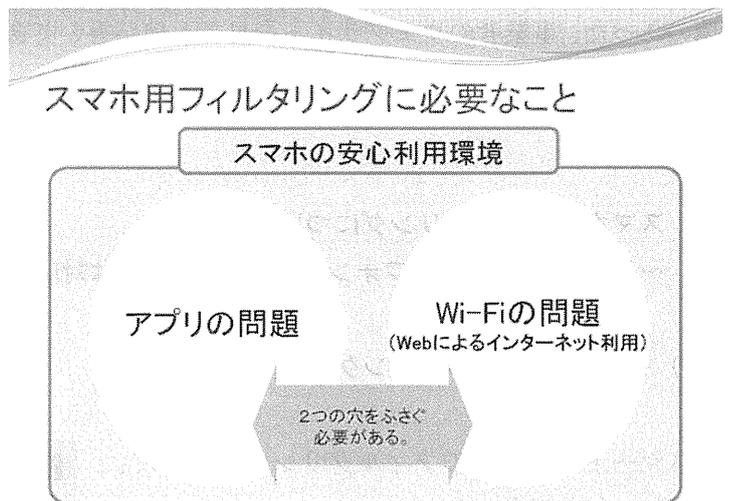
「LINE」と書いてあるアプリのアイコンをタップすると、「LINE」のサービスがすぐ使えるのである。「Yahoo!」のアプリなら「Yahoo!」のサービスが使えるし、「楽天」のアプリなら「楽天」のサービスがすぐ使えるというように、専用のアプリがそれぞれのサービスとつながるようになった。

この新しい、専用のアプリによる通信は、今までの通信と違って非常に幅広いものになったので、技術的に今までと同じ方法ではフィルタリングができなくなってしまい、スマートフォンが登場したばかりの頃は、アプリによる接続の場合はフィルタリングがかからないという問題があった。

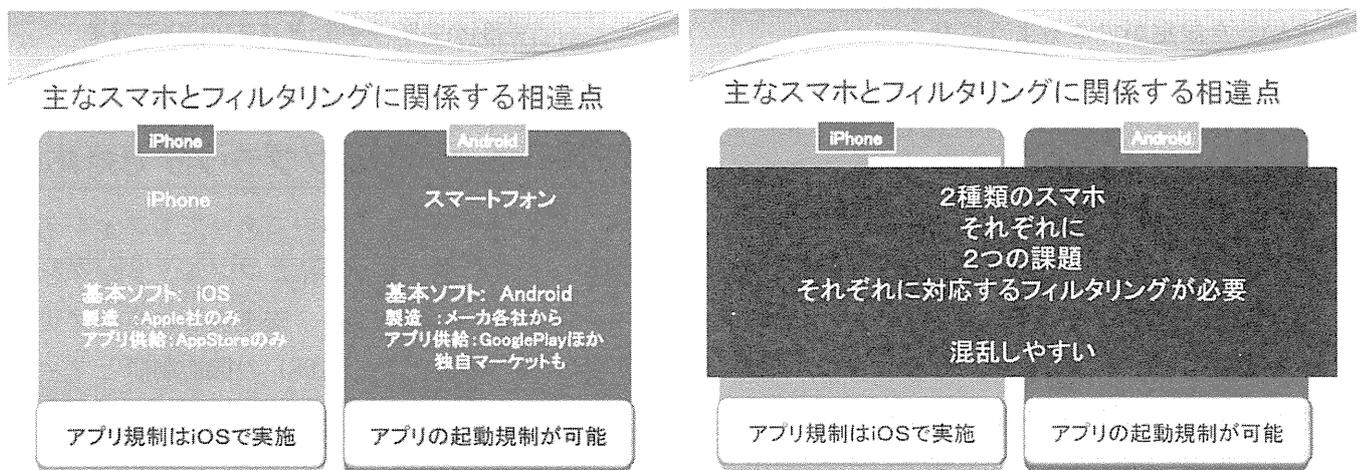
(3) スマホ用フィルタリングに必要なこと

このように、Wi-Fi 接続の問題と、アプリ接続の問題との両方への対応をしていかなければ、従来型の携帯電話からスマートフォンに移行しつつある中で安全安心が確保されているとは言えない。

この図(右図)で言うと、四角全体が青少年のスマートフォンの安全安心な利用環境だとすれば、アプリの問題と Wi-Fi の問題という大きな穴を2つともふさいでいかなければならないということである。



(4) 主なスマホとフィルタリングに関係する相違点



穴をふさぐための方法を御説明する前に、まず、スマートフォンには大きく2種類あるということを御説明しておきたい。1つは、Apple社が提供する「iPhone」で、もう1つは、「Android」という仕組みを使ったものである。

この違いは、アプリによる接続にフィルタリングをかける場合に問題となる。「iPhone」において、アプリ規制 — アプリに関する課題に対応するための規制 — は、「iOS」という Apple 社が提供する基本ソフトによって対応しなければならない。他方、「Android」の方は、アプリでアプリの起動を規制することができるので、比較的簡単にアプリ規制ができるようになっている。つまり、種類ごとにやり方が異なるということである。

そもそもスマートフォンのフィルタリングについて課題が2つあり、さらに課題への対応にも2種類のやり方があるので、混乱してしまう。子供が利用しているスマートフォンがどちらの種類かによって何をしなければならないかが変わってくるが、この辺りが整理できていなければ、簡単にはフィルタリングを導入できないという問題もある。

この辺りの複雑さが、御案内を難しくさせているところでもあり、先ほどの御講演で藤川先生から御指摘のあった、事業者のウェブサイトを見ても何が書いてあるか分からないといった状況の要因にもなっている。

3 スマホ用フィルタリングについて

～iPhone とスマートフォン (Android) とでは対応方法が違う～

(1) iPhone のフィルタリング

スマートフォン用のフィルタリングについて、更に詳しく御紹介したい。

「iPhone」の場合、まず、アプリによる接続の場合への対応としては、基本ソフト (iOS) の機能制限により、特定のアプリをインストールさせない、年齢によって個別のアプリの使用に制限をかけるといった設定ができるようになっている。

次に、Wi-Fi による接続の場合への対応としては、フィルタリングがかけられているブラウザが用意されており、当該ブラウザを使って接続されれば、その接続が、携帯電話事業者の回線によるものであっても Wi-Fi によるものであってもフィルタリングがかかった状態で接続できるようになっている。まさに、スマートフォンの中にフィルタリングを入れた状態になるので、大元のところにフィルタリングがかけられていることから、安全安心にウェブサイト閲覧することができる。このように、「iPhone」の場合には、基本ソフト (iOS) の機能制限とフィルタリングブラウザの組み合わせで対応することになる。

iPhone のフィルタリング

- アプリの対応は基本ソフト (iOS) ・機能制限で実施
レート (年齢) で利用できるアプリが自動設定
- フィルタリングがされるブラウザの利用で
LTEでもWi-Fiでもフィルタリングされる
学齢 (小学生・中学生・高校生) の選択で設定

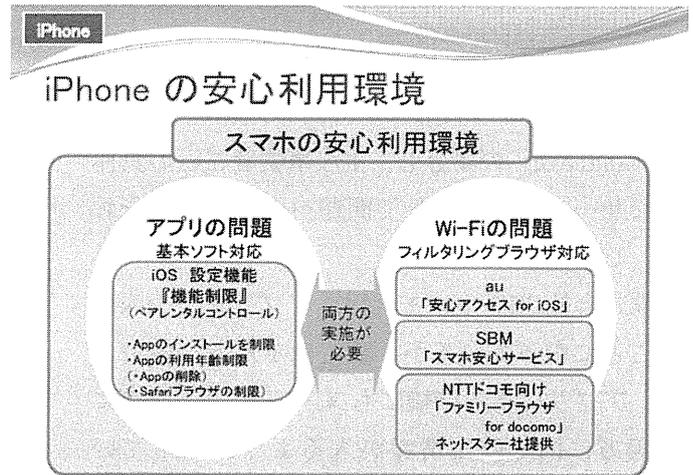
iPhone

**基本ソフト (iOS) の機能制限
+ フィルタリングブラウザで対応**

(2) iPhone の安心利用環境

今御説明した対応方法について、事業者ごとの具体的なサービス名を入れてお示ししているのがこの図（右図）である。

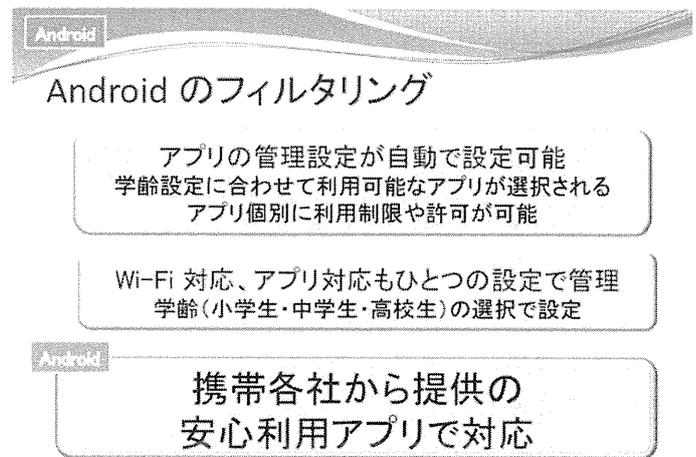
「iPhone」の場合、この図の左側に示した「iOS」の機能制限が簡単か難しいかは、利用者によって千差万別であり、その点もフィルタリングの普及という観点から1つの課題になっているかもしれない。



(3) Android のフィルタリング

次に、「Android」の場合を御説明する。こちらは、アプリでアプリを管理することができるので、基本的には自動で設定できるようになっている。具体的には、小学校、中学校又は高校のいずれかの（子供の年齢に応じた）学齢を選ぶと自動的に使えるアプリと使えないアプリが判別される。

Wi-Fi による接続の場合に関しても、フィルタリングがかかるブラウザができており、対応がなされている。「Android」の場合は、基本的に



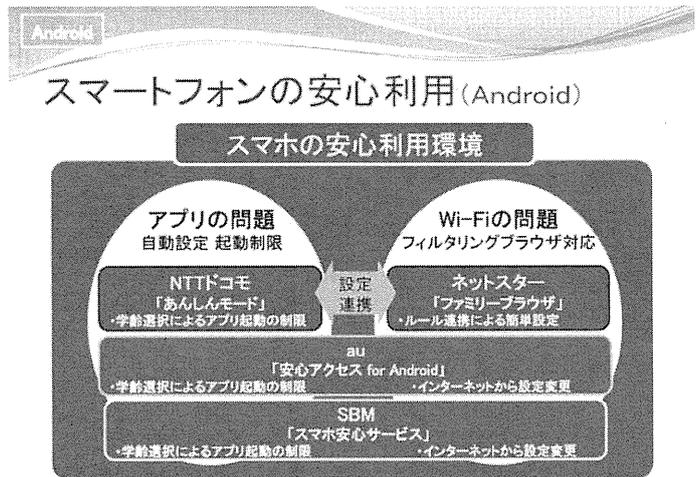
Wi-Fi による接続の場合とアプリによる接続の場合の両方について、各携帯電話事業者が提供している1つの安心利用アプリを導入するだけで対応できるようになっている。つまり、Wi-Fi による接続でインターネットに接続し、ウェブサイトを見るときにもフィルタリングがかかるし、アプリによってインターネットに接続する場合にもフィルタリングがかかる。それに加えて、利用制限のルールの設定も、小・中・高と学齢を選べば、子供の年齢に応じた設定が簡単にできるのである。

(4) スマートフォンの安心利用 (Android)

「Android」の場合も、主な事業者ごとの具体的なサービス名を入れて問題への対応状況をお示ししてみた。

株式会社 NTT ドコモだけ、アプリを二つ入れることになっているが、設定は1か所のみ行えば、アプリによる接続にも Wi-Fi による接続にも両方に同じ設定情報が入るようになっている。インストールの行程が増えるだけである。

私の個人的な見解としては、このように、「Android」の方が設定しやすいサービスによってスマートフォンのフィルタリングに関する2つの問題に対処しており、安全安心な環境が提供されていると思う。

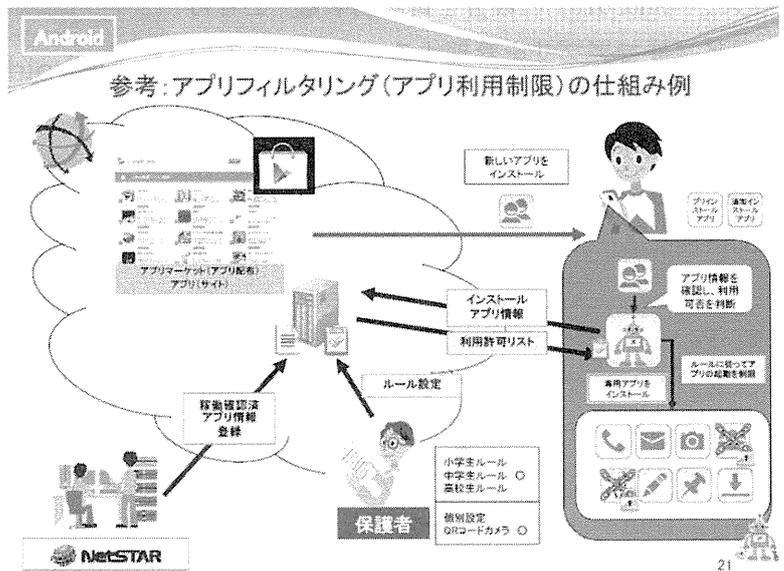


(5) アプリフィルタリング (アプリ利用制限) の仕組み例

ところで、アプリにフィルタリングがかけられて利用制限ができることを御存知ない方も意外と多いので、— フィルタリング提供者の私どもの宣伝不足、周知啓発不足であり、申し訳ないところでもあるが — その仕組みを御紹介したい。私どもでは、アプリにフィルタリングをかける前提として、アプリを一つ一つ確認し、そのアプリのサービスの中にもどのような心配事があるかをデータとして登録している。

例えば、スマートフォンが出始めた頃、「五目並べ」というアプリがあり、もちろんそのアプリで五目並べはできるのだが、五目並べで遊んでいると、画面の下にいろいと青少年にふさわしくない広告が出てきたり、他のゲームをそのアプリの中で買うことができたりした。アプリの場合、1つのアプリの中でいろいろなことができってしまうので、いろいろな心配事が出てくるのである。

そこで、以前は、1つのサイトに1つの



参考: アプリフィルタリング 概要

- URLフィルタリングと同じように、ルールを設定することで自動的に制限アプリが選択される
- アプリ利用独自の不安要素による分類を実施 (完全目視)
- 想定年齢を選択するだけで利用開始できるクイックスタート
⇒ 想定年齢による、3種類 (小学生、中学生、高校生) の基本設定を用意
- アプリフィルタリングは確認されたアプリだけが利用可能。
⇒ 内容を確認して分類、判定を行い、許可されたアプリのみが利用可能。内容確認されていない未知のアプリは規制される。*ドコモは選択可能。
- フィルタリングブラウザとあわせて、ワンストップでスマホ安全対応が可能
 - フィルタリングブラウザに、アプリフィルタリングの機能をあわせて実装

サービス内容という前提で心配事の確認を行っていたのだが、アプリの場合にはその1つのアプリの中に、例えば、知らない大人と知り合ってしまうようなことがあるか、お金を使い過ぎる心配があるか、など、サービス内容にとどまらず、心配事の有無を洗いざらい確認している。

この図（上の方の図）の右側にあるのが、実際に子供が使っているスマートフォンのイメージである。子供のスマートフォンに入っているアプリを全てリストにして1度インターネット上のサービスに送り、そこで、私どもで実際にアプリを確認して作成しているリストと照合する。そして、子供のスマートフォンに入っているアプリが年齢に応じたふさわしいものになっているかどうかを学齢に基づいたルールに照らして照合する。その上で、その子供が使ってもよいものと使ってはいけないものを「○」「×」を付けたリストのような形で送り返し、その結果に基づいて実際の子供が使っているスマートフォンの中で、インストールされているアプリのうち、使ってはいけないものについて制限を加えていく、というのがアプリフィルタリングの仕組みである。

(6) NTT ドコモ あんしんモードの例

これ（右図）が、実際に株式会社NTTドコモが提供しているサービスで、「あんしんモード」といって、アプリの制限を画面上で個別にコントロールすることができる。逆に言うと、この画面を見るとそれぞれのアプリの設定状況が分かるようになっている。

この図（右図）は、高校生のルールに基づく画面である。左側は、「制限」の画面で、高校生のルールに基づいて自動で利用が制限されるアプリの一覧が示されている。右側は、「許可」の画面で、高校生のルールに基づいて自動で利用が許可されるアプリの一覧が示されている。



一番上の「Facebook」のアプリは、右側に「手動」と書いてあるとおり、高校生のルールに基づけば本来は左側の「制限」の一覧に出てくるものであるが、使う必要があれば、手動で「許可」の一覧に加えることができ、このスマートフォンでは、「Facebook」のアプリを使うことができるようになっている。

例えば、画面の右側にある「Hulu」のアプリは、有償の動画配信サイトで、高校生のルールでは利用が許可されるが、中学生や小学生のルールでは、左側の「制限」の一覧の方に分類されるものである。

一つ一つのアプリについて、このように簡単に選択して「許可」にしたり「制限」にしたりすることができるということを皆さんに知っていただきたい。

(7) 各社サービス 一覧

携帯電話事業者ごとのサービスをまとめたのがこの図(右図)である。「製品」の欄を見ていただくと分かるように、いわゆるスマートフォンには大きく2種類ある。1つは「Android」の系列のもので、表記は「スマートフォン」としている。本来は、「スマートフォン」という言葉は「iPhone」も含めた公称であった。しかし今、実際に販売現場に行ったり、携帯電話事業者のウェブサイトで「製品」と検索したりすると、例えば「NTT ドコモスマートフォン」や、「au スマートフォン」という表記がされており、単に「スマートフォン」と言う場合には、「Android」の系列の端末を指していることが多い。つまり、「iPhone」と「〇〇スマートフォン」の2種類が世に出されているという状態である。このように、言葉の使い方も頻繁に変わるのが、 — 藤川先生からも御指摘のあったとおり — この分野の特徴である。

参考:各社サービス 一覧

製品	携帯会社	Wi-Fi 対応 (フィルタリングブラウザ)	アプリ 対応 (起動制限)
スマートフォン Android	NTTドコモ	ファミリーブラウザ for docomo (ネットスター提供) *1	あんしんモード
	au/KDDI	安心アクセス for Android	
	ソフトバンク モバイル	スマホ安心サービス (デジタルアーツ社 リスト / オプション有償)	
iPhone	NTTドコモ	ファミリーブラウザ for docomo (ネットスター提供) *1	iOS 機能制限による 「App年齢制限」の設定 もしくは「インストール」のオフ
	au/KDDI	安心アクセス for iOS	
	ソフトバンク モバイル	「Yahoo! あんしんねっと for SoftBank」	

*1 セーフサーチロック対応 対応検索エンジン:「Google」「Yahoo!JAPAN」「Bing」

この図では、端末の種類ごとに、Wi-Fi とアプリの問題にそれぞれ対応するサービスを携帯電話事業者別に記載している。「Wi-Fi 対応」のサービスにおいて、3つのフィルタリングのうち、携帯電話事業者の回線による接続の場合と Wi-Fi 接続の場合の問題に対応でき、あと1つの、アプリによる接続の場合の対応が「アプリ対応」の欄に記載されたサービスで対応できる。先ほど説明したとおり、株式会社NTT ドコモが提供するサービスでは、2つのサービスをインストールするが、双方が連携して動く。KDDI 株式会社の場合は、1つのサービスで両方対応できる。

なお、「セーフサーチロック対応」について説明を加えたい。インターネット上で画像検索をかけると、青少年にふさわしくないものが出てきたりすることがある。Google 社による「Google」やマイクロソフト社による「Bing」などの検索エンジンサービスでは、検索結果に対してフィルタリングがかかり、安心して検索できる状態で使ってもらふセーフサーチという機能が提供されている。このサービスの利用には設定が必要だが、この設定をわざわざ行わなくても、必ずセーフサーチがかかった検索結果しか出てこないという機能を実装してある。こうした機能は、最初から付いていたわけではなく、要望にお応えする形で付けるようになったものである。

4 フィルタリング利用率が上がらない要因

ここまでフィルタリングの目的や内容について御紹介させていただいたが、次に、なぜ利用率が上がらないのか、その要因についてお話ししたい。

まず、「フィルタリング利用の敷居が高い」と書いたが、スマートフォンのフィルタリングが抱える2つの課題に対応する上で、スマートフォンには2種類あるのでそれぞれの対応が必要になるのだが、その点がなかなか分かりにくく

なっている部分であることは確かである。専用の「フィルタリングアプリ」が提供されているので、それをうまく活用していただくと良いのだが、そのアプリ自体も、アプリまでたどり着けない、案内がきちんとなされないとといった問題が取り沙汰されており、その点も、フィルタリング利用率が上がらない要因の1つではないかと考えて挙げさせていただいている。

次に、「簡単にフィルタリング全体を解除してしまう」という問題がある。「LINE」は当初、EMAの認定を取得しておらず、フィルタリングをかけた端末では使えない状況があったのだが、その際、子供に「LINE」を使わせるためにフィルタリング自体を外してしまうということが確かにあった。先ほど御紹介したように、個別に一つ一つのアプリの利用を「許可」することのできるサービスが出ている。このことを知らないと、子供にせがまれて、あるいはお母さんが子供に「LINE」を使わせたいと考えて、フィルタリング自体を全部外すということになってしまう。

そして一番問題なのは、フィルタリングは本当に必要であるという、「利用価値が伝わっていない」ということである。フィルタリングによって利用範囲が制限されるのは子供たちであるが、フィルタリングはそもそも子供たちが安全安心にインターネットの利用デビューができるように段階的に使わせてあげられるためのものなので、フィルタリングの利用者は実は保護者である。その保護者の方に、フィルタリングの利用価値が伝わっていない。だからこそ、フィルタリングを簡単に外してしまっていていいという判断になってしまうのだろうが、それは悲しいことだと思う。

フィルタリング利用率が上がらない要因

- フィルタリング利用の敷居が高い
 - スマホのフィルタリングは、Wi-Fiの対応とアプリの対応が必要。専用のフィルタリングアプリを活用する。
 - スマートフォン(Android)とiPhoneでは、対応方法が違う。
- 簡単にフィルタリング全体を解除してしまう
 - アプリの個別許可について知られていない
- フィルタリングの利用価値が伝わっていない
 - 子どもたちのインターネット利用デビューについて意識が低い

5 フィルタリング利用率を上げるには

では、フィルタリングの利用率を上げるにはどうしたらいいか。ここ（右図）に掲げたものが全てでもないだろうが、私の考えるところをまとめてみた。

まず、「フィルタリング提供者に対して求めること」は、もちろん、より利用しやすいフィルタリングへと改善することである。先ほどの御講演で藤川先生からも御指摘があったような、一定の年齢で使えた方が良いアプリについての御意見等をしっかりと承って改善していかなければならないと思う。

インターネットの世界では、例えば従来型の携帯電話（ガラケー）からスマートフォンが出てきたように、次々と変化が起り、新しいスタイルのサービスが提供される。しかし、親の心配事というのは、実は、基本的にはあまり変わらないのである。要するに、けがをしてほしくない、嫌な思いをしてほしくない、お金を使い過ぎてほしくないといったことが心配の種である。次々生まれるサービスと従来どおりの親の心配事の間を仕組みで埋めていくのが、私たちフィルタリング事業者のやらなければならないことであると思っている。

それに関連して付け加えると、当初は付いていなかったサービスとして利用時間制限がある。スマートフォンが普及してきてから、利用時間の長さも問題になってきたことを踏まえて後から付けたもので、今では、先ほど御紹介させていただいた携帯電話事業者各者のサービスには、利用時間制限が付いている。その背景には保護者からの要望もあったと聞いており、私どもの会社でも技術協力させていただいている。

このように、私たちは、常に必要とされていることをやっていかなければならないし、御利用者の方が分かりにくい、使えないと感じるのであれば、一歩ずつでも、御利用者の皆様との距離を縮めるよう、仕組みを改善していかなければならない。

次に、「保護者に求められること」としては、子供たちのインターネット利用について意識を高めていただきたいということである。今どき、子供がインターネットを使わずにそのまま大人になるということはある得ない。そういう意識を持つことがスタート点だと思う。また、よく子供たちからの声として出るのが、ルールを決めたとしても親がそれを守らないということがあるようだ。子供にしてみれば、親が守らないものを自分たちも守りたくはないということになる。やはり、大人が自分自身も変わって、一緒にルールを作り、守っていくことも重要だと思う。

そして、子供たちにはインターネットを段階的に使わせていく必要があることを知っていくことにより、フィルタリングが道具として必要だと意識していただけると、利用率も上がってくるのではないかと考えている。

最後に、「普及啓発で伝えること」を整理した。保護者にフィルタリングの利用価値を伝えるチャンスがいつあるかと考えると、学校の入学式などが挙げられるが、なかなか時間を取るのが難しいようだ。そこで、警察の皆さんが非常に多くなさっている活動として、学校説明会等、学校の中で保護者も出席する

フィルタリング利用率を上げるには

- ◆ フィルタリング提供者に求められること
 - ◆ より利用しやすいフィルタリングへの改善
- ◆ 保護者に求められること
 - ◆ 子どものインターネット利用について意識を高める
 - ◆ 自分自身が変わる（大人もルールを守る）
 - ◆ 段階的デビュー(フィルタリング利用の意味)を知る
- ◆ 普及啓発で伝えるべきこと
 - ◆ 危険回避として基本的にフィルタリングは必須
 - ◆ 「うちは大丈夫だから不要」ではなく、保険のような考えで使ってもら
 - ◆ 一般の教育やしつけと同じように、インターネット利用についても保護者の役割が重要

説明会の機会を活用した説明があり、こうした説明がこれからも重要になってくるのではないかと考えている。

保護者の方に伝えるべき内容の基本は、危険回避の手段としてのフィルタリングの必要性だと思う。「うちは大丈夫だから不要」と考えるのではなく、保険のような考えで使ってもらうことが大切である。また、一般のしつけと同じように、インターネット利用についての教育も、保護者の役割が重要だということを知っていただきたいと思う。

「うちは大丈夫だから」と話される保護者もいるかもしれない。しかし、今、児童ポルノや著作権管理の問題も取り沙汰されているなど、子供たちは知らないうちに犯罪者になってしまうことすらある。それなのに、本当に大丈夫なのかというところを保護者の方によく認識していただき、子供たちに悪影響が及ばないように、インターネット利用について考える、フィルタリングを使うということを推奨していくべきである。

お父さん・お母さんたちは、子供たちが社会人になったとき、一人前の社会人になってほしいと願ってしつけや教育をされているはずである。インターネットの問題も、今やインターネットを使えなくて社会に出ていくという事はあり得ない状態になってきているのであるから、子供たちが社会に出たときに恥ずかしい思いをせず、就職した後に苦労しないようにするためには、適切にインターネットが使えるようになっていなければならない。今の子供たちはうまくは使えるのかもしれないが、大きなけがをしないように、適切に使わせてあげることの重要性について、保護者の方たちに分かっていただくことが重要である。皆様には、こうした活動が、フィルタリングの普及率を上げていくためには必要なのだと御理解いただければ幸いである。